

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年6月

***SOLD******OUT***

ソウルドアウト株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式376,380千円（見込額）の募集及び株式2,067,120千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式376,488千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年6月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ソウルドアウト株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

# 1 事業目的と概要

当社グループは、**地方及び中堅・中小企業のネットビジネス事業を拡張させる**事を存在意義として事業を運営しております。  
特に、地方及び中堅・中小企業が抱える負のスパイラルを解決するために、マーケティング（Webマーケティング、HR、IT化）を通じて、地方及び中堅・中小企業のビジネスをデジタル化（事業モデルのネットビジネス化、IT及びIT人材による業務効率化等）する事に取り組んでおります。

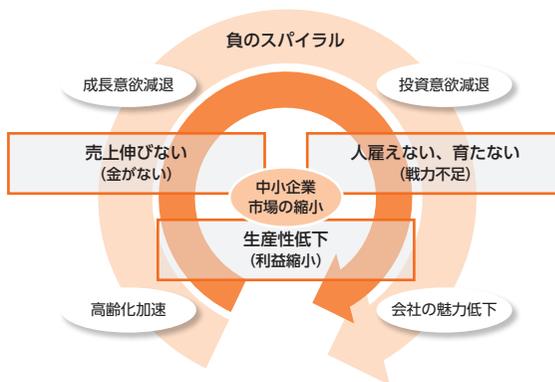
経営理念を遂行していくため

中堅・中小企業向けのネットビジネスを更に支援できるよう、  
我々の事業拡張を実現させるために、IPO を手段として活用

私達の使命は

成長を志す中小企業・ベンチャー企業の皆様に、  
ネット活用を通じて潜在能力を引き出し、  
地方発全国・日本発世界の発展を実現させる事です。

## 当社グループが取り組んでいるマクロ課題

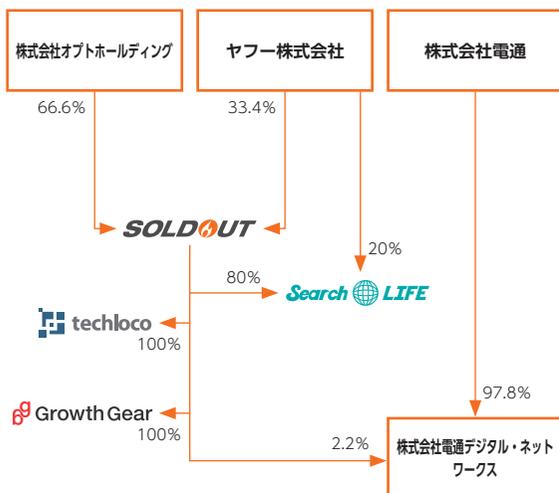


当社グループは、当社と連結子会社3社にて構成されており、「Webマーケティング支援」「HR支援」「IT化支援」サービスを通じて、ネットビジネス支援事業（単一セグメント）を展開しております。

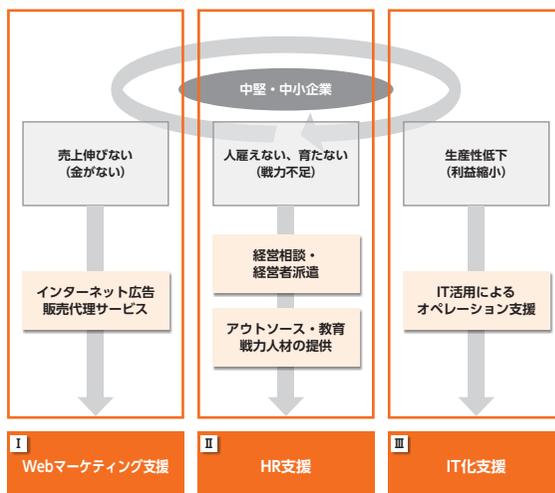
当社はインターネット広告代理店の大手の1社である**オプトホールディンググループ**に所属しております。

また、平成22年より先行して地方特化してきた事で築いたノウハウを武器に、「**株式会社電通**とジョイントベンチャーを共同運営」、「**ヤフー株式会社**と業務提携」という特徴も有しております。

## 当社グループの資本関係（平成29年6月8日現在）概況



## 当社グループの価値提供領域



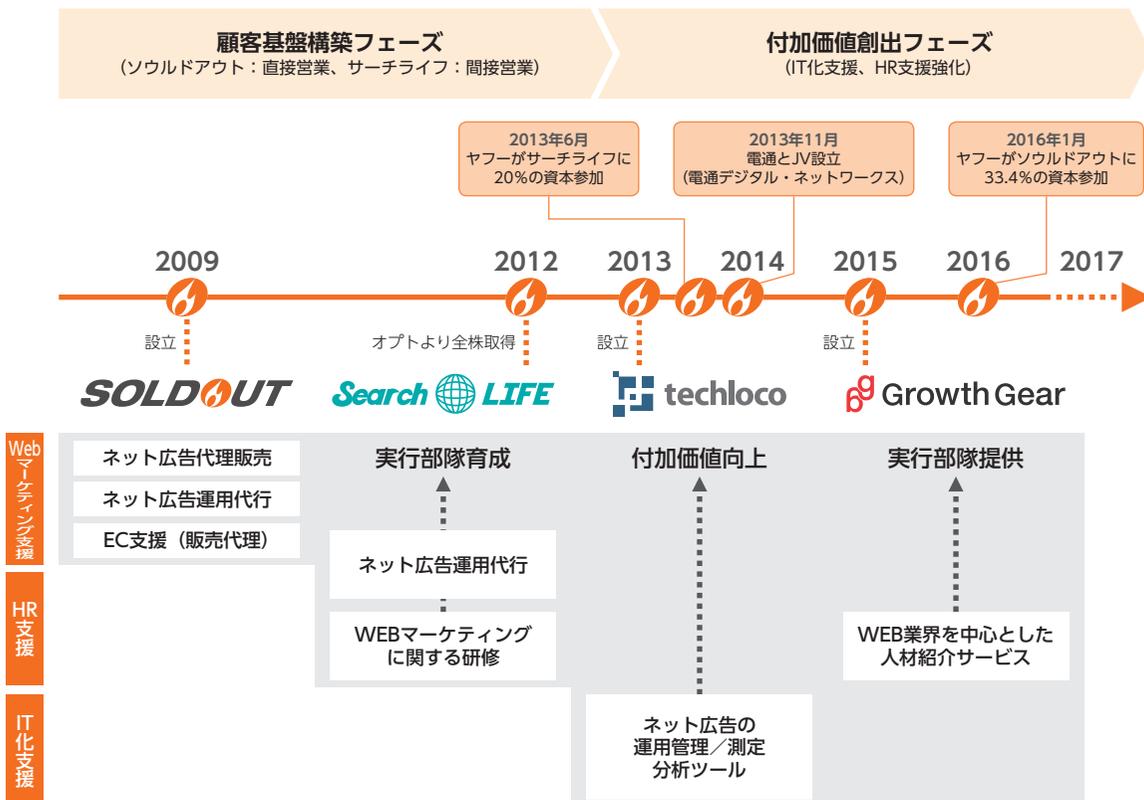
平成29年6月時点において**21営業拠点**（当社営業所として12ヶ所、株式会社電通デジタル・ネットワークスへの営業拠点として9ヶ所）を有している事も、当社グループの大きな特徴です。

## 営業拠点（平成29年6月8日現在）



当社グループでは、平成22年に地方及び中堅・中小企業市場へ参入した後は、営業拠点の拡大、HR/IT化サービスの開発（地方及び中堅・中小企業にとって、売上高が増加するとHR、または業務効率化の課題が浮き彫りになるため）を展開して参りました。

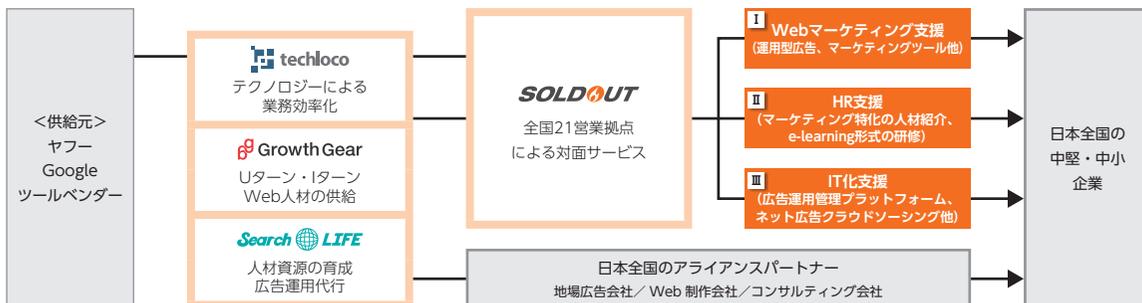
## 当社創設後の事業沿革



## 2 提供サービス

現在は、当社が中心となって当社グループ会社と連携して地方及び中堅・中小企業のネットビジネス支援をしており、日本全国のアライアンスパートナー（広告代理店等）を通じたサービス展開も行ってまいります。

### 当社グループのサービス概況図



### 当社グループの実績

	平成22年 ※営業開始時	平成29年6月8日現在
営業拠点	3拠点	⇒ 21拠点
契約実績社数		3,200社以上
ジッセン受講者ID数 ※サーチライフ社が提供するeラーニング研修サービス		5,000ID以上 <b>リッセル!</b>
ATOM利用社数 ※テックロコ社が開発運用する広告運用プラットフォーム、及び自動入札運用ツール		30,000アカウント以上 <b>ATOM</b>
DRAFT登録マーケティング数 ※クラウドソーシングによるwebマーケティング運用者≠社外のサービス供給力		500人以上 <b>Draft</b>
LISKUL月間問い合わせ数 ※ソウルアウト社が運用するwebマーケティング向けのオウンドメディア		200社以上 <b>LISKUL</b>

### 認定パートナーの状況 (平成29年6月8日現在)

	Yahoo!マーケティングソリューション ゴールドパートナー Yahoo!マーケティングソリューション コンテンツマーケティングパートナー Yahoo!マーケティングソリューション マーケット開発パートナー
	Googleプレミアパートナー
	Criteo Certified Partners ワンスター

Webマーケティング支援、HR支援、IT化支援の各領域においては、以下のようなサービスを提供しております。

### 各領域における具体的なサービス

	I Webマーケティング支援	II HR支援	III IT化支援
売上アップ	<b>SOLDOUT</b> ・リスティング広告をはじめとしたネット広告パフォーマンスを向上させるコンサルティング 【延べ契約社数が3,200社を突破】	<b>techloco Draft</b> ・Webマーケティング専門家マッチングサービス 【Draft登録マーケティングが500人を突破】	<b>techloco ATOM</b> ・ネット広告の一元管理ツール提供（進捗管理・レポート等） 【ATOM導入30,000アカウントを突破】
	<b>SOLDOUT</b> ・ビジネスモデルのネット化を加速していく中堅・中小企業サポート	<b>Search LIFE リッセル!</b> ・Webマーケティング人材の紹介 ・教育研修のサポート（e-learningによる研修） 【ジッセン受講IDが5,000を突破】	<b>techloco brick</b> ・アクセス解析・効果測定ツールの導入・設定サービス（ヒートマップ分析や効果測定レポートなどのツールを導入） 【brick導入が8,000レコードを突破（無料利用含む）】
コストダウン	<b>SOLDOUT</b> ・広告素材・ランディングページ素材、動画素材の提供	<b>Search LIFE</b> ・リスティング広告/SNS広告運用支援（Facebook広告等）	
	<b>SOLDOUT LISKUL</b> ・オウンドメディアでのWebマーケティングノウハウ情報発信		

当社グループが開発、運営しているサービスの一部、及び、当社グループの人材を紹介します。

### 自社運営サービス (LISKUL)

**LISKUL** (リスクル)



### 自社運営サービス (ATOM/Draft/ジッセン)



### サービスを提供する当社の人材



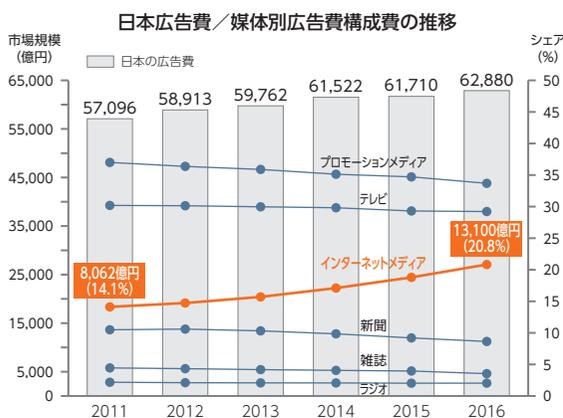
平成28年下期納会 (社員総会) より

## 3 市場環境

株式会社電通が発表する「2016年 日本の広告費」によると、当社グループの注力サービスであるWebマーケティング支援サービスが属する国内広告費市場は、平成28年度には6兆2,880億円 (前年比101.9%) と5年連続で成長を続けております。インターネット広告費は1兆3,110億円 (前年比113.0%) でしたが、制作費を除いた市場規模がはじめて1兆円を超え、テレビメディア広告費1兆9,657億円に次ぐ市場となっており、当社が特に注力している運用型広告費も7,383億円 (前年比118.6%) と依然として成長を続けております。

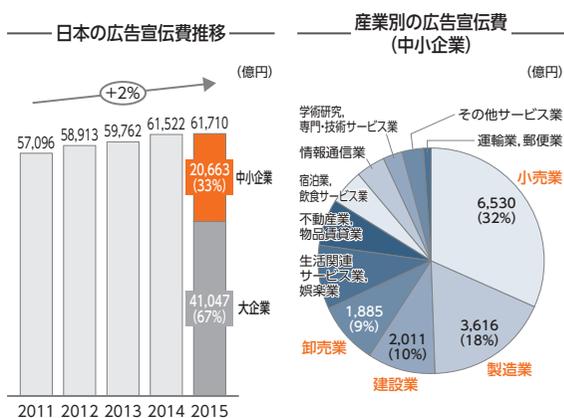
また、中小企業庁が発表する「中小企業実態活動調査 (平成28年度)」において、**中堅・中小企業の広告宣伝費は2兆円を超えており、国内広告費の3割は中堅・中小企業によるものであると類推する事が出来、中堅・中小企業をターゲットとした当社のWebマーケティング支援サービスは魅力的で、かつ需要が大きい市場であると考えております。**

### 国内広告費市場6兆円強におけるインターネット広告の割合 (約2割)



出所: 2016年 日本の広告費 (株式会社電通)

### 国内広告費市場6兆円強における中堅・中小企業の割合 (約3割)



出所: 2015年 日本の広告費 (株式会社電通)、  
中小企業実態基本調査 平成28年度 (中小企業庁)

出所: 中小企業実態基本調査 平成28年度 (中小企業庁)

## 4 経営戦略の展望

短期的には、ヤフー株式会社との業務提携を通じて「地方及び中堅・中小企業向けインターネット広告代理店」のリーディングカンパニーを目指します。

併い、新規営業効率を維持するためには、コネクターハブ企業との連携（例：㈱電通デジタル・ネットワークス）の検討を進めて参ります。

また、供給力を維持するためには、これまでの採用及び研修体制の他、Draft（Webマーケティングに特化したクラウドソーシング）を拡大させる事で急激な需要にも耐えられる構造を構築致します。

### 経営戦略の展望

2017

【戦略①】  
地方広告費のネット化

### 地方及び中堅・中小企業向けのインターネット 広告取扱高、リーディングカンパニーへ

※ヤフー株式会社との業務提携を活用し、リーディングカンパニーの地位へ



【戦略②】  
大量生産体制（供給力と  
営業基盤の改革）の確立

### 供給力の改革：ATOM、Draft

※ATOMによる運用の自動化、Draftによる運用者の外部化（採用／教育コスト減）

### 営業基盤の改革：コネクターハブ企業連携

※地元の名士企業と連携する事で地方活性を加速、新規営業の効率UP＋採用コスト減



【戦略③】  
中堅・中小企業向けの  
生産性向上ソリューション

### HR、IT化を強化し、『中堅・中小企業向けの アクセラレーター』へ

※㈱サーチライフ、㈱グロウスギア、㈱テクロコにおいて既に着手はしております。



サービスの供給体制が整った後は、HR支援及びIT化支援領域を強化する事で、**地方及び中堅・中小企業向けのアクセラレーター**として認知される会社を目指します。

# 5 業績等の推移

## 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

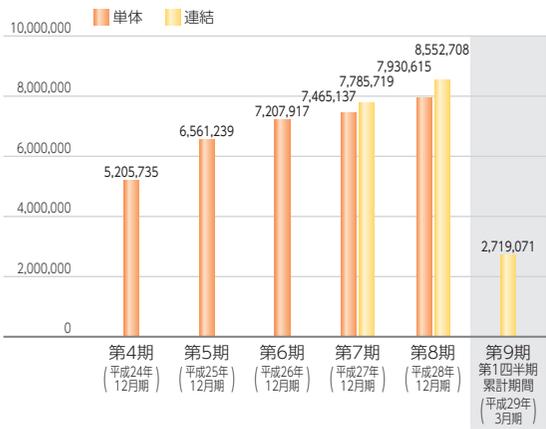
回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第1四半期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年3月
<b>(1) 連結経営指標等</b>						
売上高				7,785,719	8,552,708	2,719,071
経常利益				270,464	491,959	200,733
親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益				147,577	293,680	129,009
包括利益又は四半期包括利益				156,773	310,752	131,044
純資産額				444,614	714,103	789,370
総資産額				2,424,829	2,721,961	2,694,611
1株当たり純資産額 (円)				47.92	76.27	-
1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)				16.62	33.07	14.53
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				17.55	24.88	27.83
自己資本利益率 (%)				40.92	53.26	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				85,376	623,082	-
投資活動によるキャッシュ・フロー				△201,766	△159,525	-
財務活動によるキャッシュ・フロー				219,846	△413,471	-
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高				733,306	783,392	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				204 (21)	210 (10)	- (-)
<b>(2) 提出会社の経営指標等</b>						
売上高	5,205,735	6,561,239	7,207,917	7,465,137	7,930,615	
経常利益	211,069	52,960	140,730	234,169	310,280	
当期純利益	117,219	29,473	89,487	144,660	186,085	
資本金	8,880	50,000	50,000	50,000	50,000	
発行済株式総数 (株)	17,760,000	17,760,000	17,760,000	17,760,000	17,760,000	
純資産額	235,876	230,185	310,792	428,635	574,141	
総資産額	1,523,367	1,567,112	1,811,400	2,333,263	2,487,639	
1株当たり純資産額 (円)	13.28	12.96	17.50	48.27	64.50	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	1.98 (-)	0.50 (-)	1.51 (-)	2.40 (-)	3.14 (-)	
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.60	1.66	5.04	16.29	20.96	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	
自己資本比率 (%)	15.48	14.69	17.16	18.37	23.03	
自己資本利益率 (%)	66.13	12.65	33.08	39.13	37.16	
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	
配当性向 (%)	30.00	30.13	29.97	29.47	29.97	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	74 (23)	104 (15)	142 (11)	166 (6)	164 (8)	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 第4期、第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期及び第9期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
 3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
 4. 従業員数は就業人員（当社グループ及び当社からグループ外及び社外への出向者を除き、グループ外及び社外から当社グループ及び当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
 5. 第7期及び第8期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、第9期第1四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。  
 6. 第9期第1四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第1四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第9期第1四半期連結会計期間末の数値を記載しております。  
 7. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第7期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。  
 8. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。  
 なお、第4期、第5期及び第6期の数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
<b>提出会社の経営指標等</b>					
1株当たり純資産額 (円)	26.56	25.92	35.00	48.27	64.50
1株当たり当期純利益金額 (円)	13.20	3.32	10.08	16.29	20.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	3.96 (-)	1.00 (-)	3.02 (-)	4.80 (-)	6.28 (-)

## 売上高

(単位：千円)



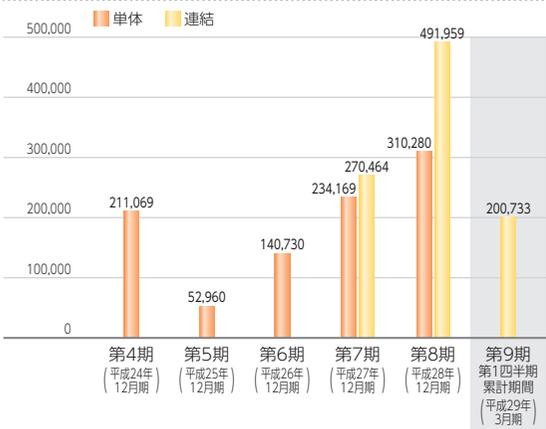
## 純資産額／総資産額

(単位：千円)



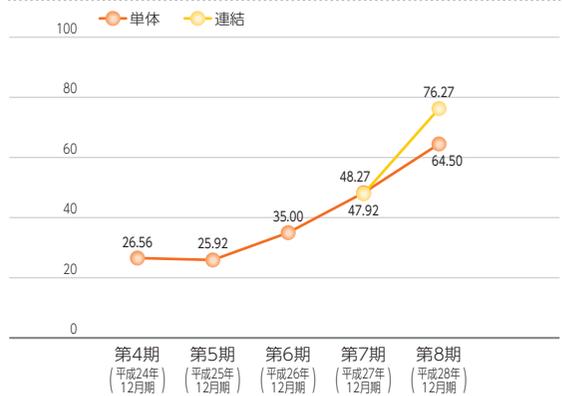
## 経常利益

(単位：千円)



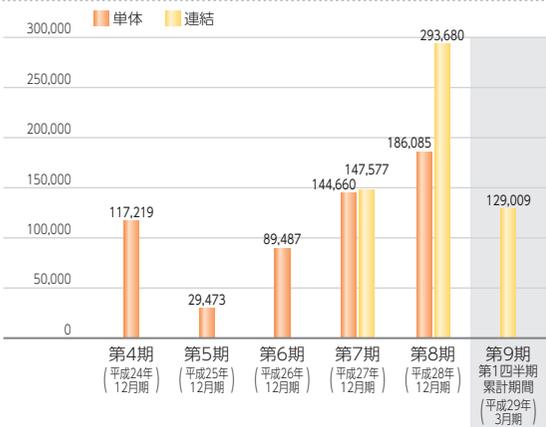
## 1株当たり純資産額

(単位：円)



## 当期純利益／親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益

(単位：千円)



## 1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



(注) 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額の数値を記載しております。

# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	4
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	4
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	4
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	6
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	20
3. 対処すべき課題	21
4. 事業等のリスク	22
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	46
3. 配当政策	46
4. 株価の推移	46
5. 役員の状況	47
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	49

第5	経理の状況	55
1.	連結財務諸表等	56
(1)	連結財務諸表	56
(2)	その他	97
2.	財務諸表等	98
(1)	財務諸表	98
(2)	主な資産及び負債の内容	112
(3)	その他	112
第6	提出会社の株式事務の概要	113
第7	提出会社の参考情報	114
1.	提出会社の親会社等の情報	114
2.	その他の参考情報	114
第四部	株式公開情報	115
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	115
第2	第三者割当等の概況	116
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	116
2.	取得者の概況	118
3.	取得者の株式等の移動状況	125
第3	株主の状況	126
	[監査報告書]	129

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月8日
【会社名】	ソウルドアウト株式会社
【英訳名】	SoldOut, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 猛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
【電話番号】	(03)6675-7857
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 池村 公男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
【電話番号】	(03)6675-7857
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 池村 公男
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 376,380,000円
	売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,067,120,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 376,488,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	410,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。

（注）1. 平成29年6月8日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成29年6月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成29年6月8日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式348,600株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

#### 2【募集の方法】

平成29年6月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年6月21日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	410,000	376,380,000	203,688,000
計（総発行株式）	410,000	376,380,000	203,688,000

（注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年6月8日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,080円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は442,800,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年 7月 4日(火) 至 平成29年 7月 7日(金)	未定 (注) 4	平成29年 7月11日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年6月21日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年6月30日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年6月21日開催予定の取締役会において決定される予定です。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年6月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、平成29年6月8日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年6月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年7月12日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年6月23日から平成29年6月29日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止します。

##### ①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目3番5号
株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目2番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	410,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年7月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	410,000	—

(注) 上記引受人と発行価格決定日(平成29年6月30日)に元引受契約を締結する予定です。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
407,376,000	11,420,000	395,956,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,080円)を基礎として算出した見込額です。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。  
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額395,956千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限346,368千円については、以下に充当する予定です。

- ①業容拡大を目的とした人材の採用及び教育として、100,000千円(平成29年12月期:10,000千円、平成30年12月期:40,000千円、平成31年12月期:50,000千円)  
②SMB市場開拓を目的としたbrickサービスへの追加機能の開発として、100,000千円(平成30年12月期:100,000千円)  
③業務効率化を目的としたITシステムへの設備投資資金として、500,000千円(平成29年12月期:100,000千円、平成30年12月期:200,000千円、平成31年12月期:200,000千円)  
④業容拡大に伴う広告運用者の増員やITエンジニアの増員等の変動への対応を目的とした業務委託費として、42,324千円(平成29年12月期:22,324千円、平成30年12月期:10,000千円、平成31年12月期:10,000千円)

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年6月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,914,000	2,067,120,000	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー ヤフー株式会社 1,914,000株
計(総売出株式)	—	1,914,000	2,067,120,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止します。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,080円）で算出した見込額です。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一です。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成29年 7月4日(火) 至 平成29年 7月7日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 全国の本支店及 び営業所	東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社  東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券  東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社  東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様です。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年6月30日)に決定する予定です。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定です。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定です。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。
8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様です。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	348,600	376,488,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2 号 三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社 348,600株
計(総売出株式)	—	348,600	376,488,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年6月8日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式348,600株の第三者割当増資の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,080円）で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一です。

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 7月4日(火) 至 平成29年 7月7日(金)	100	未定 (注) 1	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の本店 及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定です。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定です。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）8. に記載した販売方針と同様です。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社オプトホールディング（以下「貸株人」という。）より借入れる株式です。これに関連して、当社は、平成29年6月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式348,600株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しています。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりです。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 348,600株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成29年8月8日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年6月21日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定です。

2. 割当価格は、平成29年6月30日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定です。

また、主幹事会社は、平成29年7月12日から平成29年8月1日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定ですので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主及び貸株人である株式会社オプトホールディング、当社株主及び売出人であるヤフー株式会社並びに当社取締役及び当社新株予約権者である荻原猛、山家秀一、池村公男及び本田宗寛は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年1月7日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年6月8日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

#### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、引受人の買取引受による売出株式のうち20,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期
決算年月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	7,785,719	8,552,708
経常利益 (千円)	270,464	491,959
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	147,577	293,680
包括利益 (千円)	156,773	310,752
純資産額 (千円)	444,614	714,103
総資産額 (千円)	2,424,829	2,721,961
1株当たり純資産額 (円)	47.92	76.27
1株当たり当期純利益金額 (円)	16.62	33.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	17.55	24.88
自己資本利益率 (%)	40.92	53.26
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	85,376	623,082
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△201,766	△159,525
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	219,846	△413,471
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	733,306	783,392
従業員数 (人)	204	210
(外、平均臨時雇用者数)	(21)	(10)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の1年間の平均雇用人員です。

5. 第7期及び第8期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

6. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第7期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	5,205,735	6,561,239	7,207,917	7,465,137	7,930,615
経常利益 (千円)	211,069	52,960	140,730	234,169	310,280
当期純利益 (千円)	117,219	29,473	89,487	144,660	186,085
資本金 (千円)	8,880	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	17,760,000	17,760,000	17,760,000	17,760,000	17,760,000
純資産額 (千円)	235,876	230,185	310,792	428,635	574,141
総資産額 (千円)	1,523,367	1,567,112	1,811,400	2,333,263	2,487,639
1株当たり純資産額 (円)	13.28	12.96	17.50	48.27	64.50
1株当たり配当額 (円)	1.98	0.50	1.51	2.40	3.14
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.60	1.66	5.04	16.29	20.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	15.48	14.69	17.16	18.37	23.03
自己資本利益率 (%)	66.13	12.65	33.08	39.13	37.16
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	30.00	30.13	29.97	29.47	29.97
従業員数 (人)	74	104	142	166	164
(外、平均臨時雇用者数)	(23)	(15)	(11)	(6)	(8)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第4期、第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の1年間の平均雇用人員です。

5. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

6. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第7期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第4期、第5期及び第6期の数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
1株当たり純資産額 (円)	26.56	25.92	35.00	48.27	64.50
1株当たり当期純利益金額 (円)	13.20	3.32	10.08	16.29	20.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	3.96	1.00	3.02	4.80	6.28
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

## 2 【沿革】

当社は、平成21年12月に株式会社オプト（現株式会社オプトホールディング）の100%子会社として、SMB（Small and Medium Business／中堅・中小企業）市場へインターネット・ビジネスの支援サービスを提供する目的で設立に至り、平成22年2月より営業を開始しました。

当社グループの現在までの沿革は以下のとおりです。

平成21年12月	東京都千代田区神田錦町にソウルアウト株式会社として資本金10万円で設立 名古屋営業所を愛知県名古屋市中区栄に開設 福岡営業所を福岡県福岡市中央区天神に開設
平成22年2月	資本金を888万円に増資、営業開始
平成23年2月	横浜営業所を神奈川県横浜市西区岡野に開設 大宮営業所を埼玉県さいたま市大宮区桜木町に開設
平成23年3月	新潟営業所を新潟県新潟市中央区花園に開設 静岡営業所を静岡県静岡市葵区栄町に開設
平成23年7月	大阪営業所を大阪府大阪市北区堂島に開設
平成24年1月	福井営業所を福井県福井市中央に開設
平成24年3月	株式会社オプト（現株式会社オプトホールディング）より、株式会社サーチライフの全株式を取得し子会社化
平成24年10月	神戸営業所を兵庫県神戸市中央区御幸通に開設
平成25年4月	資本金を5,000万円に増資 マーケティング・テクノロジー事業分野の体制強化を目的に株式会社テクロコを設立
平成25年6月	株式会社サーチライフがヤフー株式会社に第三者割当増資を実施
平成25年10月	札幌営業所を北海道札幌市中央区南1条西に開設
平成25年11月	地方企業への販促サービス提供を目的に、株式会社電通デジタル・ネットワークスへ資本参加
平成26年2月	本社を東京都千代田区神田駿河台に移転
平成26年4月	京都営業所を京都府京都市下京区烏丸通に開設
平成27年3月	中堅・中小企業及び成長企業向け人材支援サービス提供を目的に、株式会社グロウスギアを設立
平成27年7月	ICT利活用で中小・地方企業の販売力強化を目的とする「一般社団法人中小・地方・成長企業のためのネット利活用による販路開拓協議会」設立に発起人、賛助会員として参画
平成28年1月	業容拡大を目的に、ヤフー株式会社と業務提携
平成28年2月	業容拡大を目的に、バイドゥ株式会社と業務提携

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社3社により構成されております。なお、セグメントにつきましては単一セグメント（ネットビジネス支援事業）としております。

当社グループは、SMB市場において主にインターネットを活用して販売を促進し事業を拡大させたい地方及び中堅・中小企業に対して、ネットビジネス支援事業を展開しており、ネットビジネスにおける「Webマーケティング支援（インターネット広告販売代理等）」、「HR支援（人的資源の調達・教育研修）」及び「IT化支援（人工知能技術を活用したツールの導入等）」のサービスを提供しております。

当社は、インターネット広告販売代理を中心に取引を行い、当社グループで保有するマーケティング・テクノロジーのパッケージ商品やアウトソーシング・サービス及び人材採用や教育研修のソリューションをクロスセル展開しております。当社グループ各社のサービスを連携させることで、結果的に顧客の売上高が増大し、顧客のマーケティング規模が更に拡大するというシナジー効果が発揮されることを目指しております。具体的には、「Webマーケティング支援（インターネット広告販売代理等）」において提供するWebマーケティングのサービスを提供することにより、顧客の売上高が増加し、顧客の業務量もこれに比例して増加しますが、その一方、顧客の人的資源が反比例して不足することになります。そこで発生した顧客の新たなニーズに対し、「HR支援（人的資源の調達・教育研修）」及び「IT化支援（人工知能技術を活用したツールの導入など）」を提供することが可能になります。

「Webマーケティング支援（インターネット広告販売代理等）」は、当社グループの中で主に当社が担っており、インターネット広告販売代理等を通じて顧客の売上高増大を支援しています。運用型広告の販売代理をはじめとした役務を提供し、当社グループの他の会社が提供するWebマーケティングツール等をクロスセル展開しております。検索リスティング広告（※1）やSEO対策（※2）等に代表されるターゲティング広告（※3）や広告ランディングページ（※4）の導入等、当社の顧客である地方及び中堅・中小企業が特に志向する、成果を予測しやすく低コストの施策を中心に提供しております。

- ※1. 検索リスティング広告とは、検索エンジンの検索結果に連動して表示される広告を指します。
- ※2. SEOとは、Search Engine Optimizationの略であり、検索エンジンの最適化を意味しております。SEO対策とは、Webサイトが検索結果でより多く露出されるために行う一連の最適化施策を指します。
- ※3. ターゲティング広告とは、インターネット広告の対象となる顧客のインターネット上の行動履歴等を基に、顧客の属性及び興味関心を推測して広告配信を実施する手法を指します。
- ※4. 広告ランディングページとは、インターネット広告（検索連動広告等）のリンク先となるウェブページを指します。広告を見る人にとっては、クリックすると最初に表示されるページ等を意味します。多くは、資料請求数及び申込数の増加を目的にページが作成されています。

「HR支援（人的資源の調達・教育研修）」は、ヤフー株式会社との合弁会社である株式会社サーチライフ及び、平成27年3月に新規設立した株式会社グロウスギアが担っております。株式会社サーチライフでは、主に運用型広告における運用業務のアウトソーシングとWebマーケティング人材向けの研修サービスを当社グループ外の広告代理店を通じて提供し、地方及び中堅・中小企業を支援しています。株式会社グロウスギアは、地方及び中堅・中小企業に対して、経営人材、Webマーケティング人材及びUターン希望者等を中心に人材紹介にて支援しております。

「IT化支援（人工知能技術を活用したツールの導入など）」は平成25年4月に新規設立した株式会社テクロコが担っております。株式会社テクロコでは、当社及び株式会社サーチライフの顧客を中心に、簡単導入及び低価格を特徴としたサイト測定ツールや、機械学習による広告運用自動化システムの自社開発運用を提供するほか、Webマーケティングに特化したクラウドソーシングといったサービスを展開しております。

以上の内容をまとめた、当社グループのネットビジネス支援事業における当社と連結子会社における位置付けは、次のとおりです。

会社名/支援領域	顧客	提供製品/ サービス分類	提供製品/サービス名称	提供製品/サービス内容
当社 ／インターネット 広告販売代理等による 売上高増大支援	広告主	インターネット 広告代理販売	検索連動型広告（Yahoo!・ Google）、DSP広告、モ バイル広告、ディスプレイ 広告	Yahoo!・Googleが提供している検 索連動型広告等、インターネット 広告の代理販売
		Webマーケテ ィングツールの 代理販売	EFO、ABテスト等 （※1）	効果改善ツールの代理販売
			SEO・アフィリエイト広 告等	SEOやアフィリエイト広告とい った成果保証型施策の代理販売
			個社別コンサルティング・ 越境ECサービス等	広告主のニーズに沿ったサービ スの提供。広告主への運用型広告の 内製化支援や訪日向けサービス等
		Web制作	ホームページ・ランディン グページ、バナー等	ホームページの制作から、広告効 果改善のためのランディングペー ジやバナー等のWeb制作
		インターネット 広告の運用	Yahoo!・Google等の運用管 理	検索連動型広告等の運用型広告の 運用代行
受注代理	販売代理サービス	顧客商品の販促費を当社負担と し、商品売上に対するレベニュー シェアとしたサービス		
（株）テクロコ ／人工知能技術等を 活用したITによる 生産向上支援	広告主 広告会社	Webマーケテ ィングツールの 開発運用	ATOM・Draft・brick等 （※2）	機械学習による広告運用の自動化 システムの開発等、テクノロジー 製品サービスの開発・提供
（株）グロウスギア ／人的資源の調達支 援	広告主 広告会社	マーケティング 人材特化の人材 紹介	マーケティング人材特化の 人材紹介	マーケティング担当者の転職を支 援する人材紹介サービス
（株）サーチライフ ／人的資源の育成支 援、インターネット 広告販売代理等によ る売上高増大支援	広告会社	インターネット 広告代理販売	検索連動型広告（Yahoo!・ Google）、DSP広告、モバ イル広告、ディスプレイ広告	Yahoo!Googleが提供している検 索連動型広告等、インターネット 広告の代理販売
		Webマーケテ ィングツールの 代理販売	ATOM等	広告会社の運用型広告の運用効率 を支援するツール（ATOM等）の代 理販売
		Webマーケテ ィング施策の企 画運用	個社別コンサルティング等	広告主のニーズに沿ったサービ スの提供。広告主への運用型広告の 内製化支援等
		インターネット 広告の運用	Yahoo!・Google等の運用管 理	検索連動型広告等の運用型広告の 運用代理
		Web人材育成 サービス開発提 供	ジッセン!、新卒研修プロ グラム、営業・オペレーシ ョンセンター立上コンサル ティング等	eラーニングの開発提供や、広告 会社での広告運用オペレーショ ンの育成支援等

※1. EFOとは、エントリーフォーム最適化（Entry Form Optimization）の略称で、お問合せフォームやお申込・登録フォームの入力をアシストすることにより、途中離脱を軽減させ、申込を完了してもらい申込率向上を目的とした施策です。

ABテストとは、Web ページの一部、または全体でAとBの2パターンを用意し、どちらがより効果的かを検証する申込率向上を目的とした施策です。

- ※2. ATOMとは当社グループである株式会社テクロコのサービス名で、インターネット広告を一元管理し、進捗管理・レポート等々の運用工数削減と分析・提案による売上拡大を実現する、広告運用管理プラットフォームです。  
Draftとは当社グループである株式会社テクロコのサービス名で、小額予算でインターネット広告を活用したい広告主とインターネット広告の専門家をマッチングするサービス、インターネット広告運用のクラウドソーシングです。  
brickとは当社グループである株式会社テクロコのサービス名で、Web サイト解析レポート等、インターネットマーケティングに簡単導入・低価格を特徴したツールを取り揃えたサービスです。

当社グループの事業系統図は、以下のとおりとなります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社オプトホールディング (注1)	東京都千代田区	7,684,034	グループの戦略立案と実行ならびに子会社の管理	(被所有) 66.6	役員の受入2名 債務被保証
(連結子会社) 株式会社テクロコ (注2)	東京都千代田区	45,000	システム開発	(所有) 100.0	役員の兼任3名 (うち従業員1名) 管理部門の業務受託、債務保証、資金の貸付
株式会社グロウスギア (注2)	東京都千代田区	40,000	人材紹介	(所有) 100.0	役員の兼任3名 (うち従業員1名) 管理部門の業務受託
株式会社サーチライフ (注2)	東京都千代田区	29,000	販売代理、運用代理、研修	(所有) 80.0	役員の兼任4名 (うち従業員2名) 管理部門の業務受託
(その他の関係会社) ヤフー株式会社 (注1)	東京都千代田区	8,395,432	インターネット上の広告事業、e-コマース事業等	(被所有) 33.4	役員の受入1名 業務提携、広告枠の仕入

- (注) 1. 有価証券報告書提出会社です。  
2. 特定子会社です。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ネットビジネス支援事業	186（4）
全社（共通）	33（1）
合計	219（5）

（注）1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の最近1年間の平均雇用人員です。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、コーポレート部門に所属しているものです。

### (2) 提出会社の状況

平成29年4月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
168（5）	31.1	2.8	4,890

セグメントの名称	従業員数（名）
ネットビジネス支援事業	135（4）
全社（共通）	33（1）
合計	168（5）

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の最近1年間の平均雇用人員です。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、コーポレート部門に所属しているものです。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

SMB市場における当社の顧客層である中小企業の広告宣伝費は、平成27年に2兆1,330億円（出典「平成27年度 中小企業実態基本調査」（中小企業庁））まで拡大し、日本の総広告費6兆2,880億円（出典「2016年 日本の広告費」（株式会社電通））の33.9%に達しており、地方及び中堅・中小企業のインターネット広告市場は十分に魅力的な市場となっております。また、SMB市場の特性として、地方及び中堅・中小企業はインターネットの利活用において大手企業に依然として後れを取っているため、地方及び中堅・中小企業によるこの分野における投資が進んだ場合、市場成長の余地は非常に大きいものと考えております。

このような状況下、当社グループは、インターネットを利活用して販売を促進し事業を拡大させたい地方及び中堅・中小企業に対して、「Webマーケティング支援（インターネット広告販売代理等）」、「HR支援（人的資源の調達・教育研修）」及び「IT化支援（人工知能技術を活用したツールの導入等）」に関するサービスの展開に努めてまいりました。

当連結会計年度においては、はじめてインターネット広告に取り組む顧客に、低リスクでトライアルできるパッケージ商品（スターターパック）の提供や、記事型ランディングページの販売等を行い、当社顧客のWebマーケティングを成功させるための取り組みを強化してまいりました。また、2月に福島営業拠点を設置したほか、7月にはテクロコ社がATOM自動入札機能をローンチしました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度における売上高は、8,552,708千円（前連結会計年度比9.9%増）となり、営業利益492,365千円（前連結会計年度比84.1%増）、経常利益491,959千円（前連結会計年度比81.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益293,680千円（前連結会計年度比99.0%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）

当第1四半期連結累計期間においては、主力のインターネット広告の取引が好調で、既存取引先の売上高が拡大し、新規取引先の申し込みによる売上高も増加傾向にありました。EC売上アップセミナーの開催、リスティング担当者向けオープン型研修「ジッセン！オープン」の開催などの施策を実施し、当社顧客のWebマーケティングを成功させるための取り組みを強化してまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は、2,719,071千円となり、営業利益200,135千円、経常利益200,733千円、親会社株主に帰属する四半期純利益129,009千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、783,392千円（前連結会計年度比6.8%増）となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は623,082千円（前連結会計年度は85,376千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が471,938千円となり、仕入債務の増加額が144,609千円となったことによるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は159,525千円（前連結会計年度は201,766千円の使用）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出が141,825千円、貸付けによる支出が72,500千円あった一方、貸付金の回収による収入が89,591千円となったことによるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は413,471千円（前連結会計年度は219,846千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の減少額が350,000千円あったことによるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの主たる事業は、ネットビジネス支援事業であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

### (2) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績は、次のとおりです。なお、当社グループはネットビジネス支援事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	前年同期比 (%)
ネットビジネス支援事業 (千円)	6,154,407	103.6
合計 (千円)	6,154,407	103.6

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりです。なお、当社グループはネットビジネス支援事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	前年同期比 (%)
ネットビジネス支援事業 (千円)	8,552,708	109.9
合計 (千円)	8,552,708	109.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループにおきましては、以下の点を主な経営課題と認識しております。

#### (1) グループシナジーの更なる追及

当社グループは、当社と連結子会社3社により構成しておりますが、それぞれの主要事業領域におけるインターネット広告市場は環境変化の激しい状況が続くと見込んでおります。

当社グループは、グループ各社が自律的な意思決定を行うことで、スピード感のある事業運営を実現しております。併せて、SMB市場の創造をグループ経営のコンセプトに掲げ、更なる相互シナジーを創出し、当社グループのもつ経営資源の効率的な活用を推進してまいります。

#### (2) 収益性の更なる向上

当社グループは、当社独自のインターネットツール販売代理や販売代行サービスのほかに、株式会社テクロコのテクノロジーを活用した商品開発、株式会社グロウスギアのWebマーケティング担当者の転職を支援する人材開発サービス等を展開しておりますが、今後も収益性の更なる向上の余地はあると考えております。

当社グループは自社商品・サービス開発による収益性確保を行っており、併せて、SMB市場の創造をグループ経営のコンセプトに、当社グループの自社商品・サービス開発による更なる収益性の向上、及び、独自性の明確化を進めてまいります。

#### (3) 顧客数の更なる増加

当社グループの事業面におけるKFS（Key Factor for Success）が顧客数であり、それに対して営業拠点展開、オウンドメディアによる問い合わせ数増加施策、ITによる標準化、低価格Webマーケティングツールの開発等の営業基盤を構築しております。今後、更なる顧客数増加に向け、新規顧客獲得及び既存顧客の継続率向上を実現するため営業基盤の構築を強化してまいります。

#### (4) 情報セキュリティ体制の更なる整備

当社グループは、顧客と取引を行うに当たり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を多く取り扱うことがあります。

情報セキュリティ体制の整備を引き続き推進していくと共に、情報の取り扱いに関する社内規程の適切な運用、役職員の機密情報リテラシーの向上、役職員による機密情報の取り扱いに関する内部監査等を通じ、情報セキュリティ体制の向上を行ってまいります。

#### (5) 事業・組織成長を支える人材・組織基盤の強化

当社グループは今後、事業や組織が成長するに当たり、人材・組織基盤の強化が必要であると考えております。

現在、事業規模の拡大、事業領域の多様化・複雑化に対応した専門性の追求及び責任の明確化を実現する組織・意思決定機関の編成を行っております。また、人材面においては、「長期雇用」と「学ぶ文化」を人材育成コンセプトに置き、人材採用と人材育成に関する各種施策を継続的に実施し、優秀な人材の確保と定着に努めております。引き続き、「多様なワークスタイルの支援を通じた働きやすさの追求」、「能力開発制度の運用」及び「事業ドメインに沿った採用活動」等により、更なる人材価値の向上を推進してまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

以下に、当社グループの事業展開上、リスク要因となり得る主な事項を記載しております。また、当社は、当社グループでコントロールできない外部要因や、リスクとして具体化・顕在化する可能性が必ずしも高くないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上、重要と考えられる事項については、積極的に開示することとしております。

当社グループは、これらのリスクが発生する可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針であります。当社の経営及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があるものと考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

##### (1) 事業環境について

###### ① インターネット広告市場や広告販売代理事業の動向及び競争環境について

当社グループは、インターネット市場の拡大、インターネット利用者の増加、EC化率（全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する電子商取引の占める割合）の上昇、スマートデバイス（スマートフォン、タブレット端末等）の普及、企業の経済活動におけるインターネット利用の増加により成長を続けてまいりました。このような傾向は今後も継続していくと考えておりますが、インターネット広告市場やその中で行う広告販売代理事業は、一般的に景気変動の影響を受けやすい傾向があります。そのため景況が悪化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

また、依然として激しい競争環境の中で、当社グループは競争優位性を維持し高めるべく様々な施策を講じております。しかしながら、必ずしもこのような施策が奏功し競争優位性の維持・向上につながるとは限らず、新規顧客獲得効率の悪化や既存顧客との取引が終了する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

###### ② 季節要因による業績変動について

当社グループは、EC化が進むなかでインターネットを活用した年末年始商戦が活況となり、インターネット広告市場もこの影響を受ける傾向にあることから、第4四半期における売上高の構成比が高くなっております。このような傾向は今後も継続していくものと考えられるため、一時的にでも景況が悪化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える場合があります。

当連結会計年度の各四半期の業績は、次のとおりです。

	平成28年12月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高（千円）	1,838,418	1,873,802	2,227,539	2,612,948
営業利益（千円）	79,128	51,438	116,491	245,307

(注) 1. 上記各四半期の連結業績については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けておりません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

###### ③ EC市場における今後の展開について

当社グループは、EC市場を主な事業領域としており、同市場が引き続き拡大することが成長のための基本的な前提と考えております。そのため、EC化率の上昇は当社グループが今後も持続的に成長を続けていくうえで重要な要素となっております。

しかしながら、EC市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社グループの期待どおりにEC化率の上昇がみられない場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

##### (2) 事業内容について

###### ① 特定仕入先の依存について

当社のインターネット広告代理事業においては、ヤフー株式会社及びグーグル合同会社からの仕入に大きく依存しており、平成28年12月期において当該仕入先からの仕入高は全体の仕入高の約80%を占めております。ヤフー株式会社及びグーグル合同会社以外から新しい広告商材の仕入及び取扱いを検討する等の施策は継続しておりますが、何らかの事情によりヤフー株式会社及びグーグル合同会社からの仕入が滞るような状況となった場合、当社グループのサービスに対する需要が減退すること等により、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

## ② 与信管理と債権回収について

当社グループは、取引開始の事前に与信調査を行うとともに、取引開始後も継続的に与信調査を行っておりますが、通常予測しえない何らかの事情により、顧客の信用力が急激に悪化し、債権回収の不調等による経済的損失が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

## ③ 営業拠点及び事業の展開等について

当社グループでは、全国各地に多数の営業拠点を展開し、当社グループの顧客に対する営業活動及び地方の中堅・中小企業開拓等を行っております。楽天出店数やネット広告出稿規模等から複合的に判断した計画に基づいて営業拠点を展開し、事業を展開しておりますが、何らかの理由により営業拠点の展開に遅れが生じたり困難となったりした場合には、営業拠点や事業の展開が計画どおりには進捗しない可能性があります。

また、全国への営業拠点展開の一環として、各地域の有力企業と業務提携を進めることも視野に入れております。業務提携に当たっては、当該業務提携先の信用力及び評判等について慎重かつ綿密な調査を行いますが、当該業務提携先の将来の状況や各ステークホルダーとの関係によっては、営業拠点及び事業の進出や撤退に制限が生じ、当社グループの事業展開や業績等に影響を与える可能性があります。

## ④ 新規事業について

当社グループは、販売代行サービス（当社）や当社グループの顧客に対してWebマーケティング担当者の転職を支援する人材開発サービス（株式会社グロウスギア）等、新規事業の創出と育成に取り組んでおります。当社グループは、今後も持続的な成長を実現するために、新規事業の創出と育成に取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、新規事業を遂行していく過程では、急激な事業環境の変化をはじめとして様々な予測困難なリスクが発生する可能性があります。その結果、当初の事業計画を達成できない場合は、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

## （3）組織体制について

### ① 代表取締役社長への依存について

当社グループの創業者は、代表取締役社長である荻原猛であります。同氏は、専門的な知識、技術及び経験を数多く有しており、当社設立以来、経営方針や経営戦略の決定等の事業運営において重要な役割を果たしております。

当社グループとしては、特定の役職員に依存しない組織的な経営体制の構築に努めておりますが、専門的な知識、技術及び経験を有する同氏に、何らかの理由によって不測の事態が生じた場合、又は、同氏が早期に退任するような事態が発生した場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

### ② 人材採用育成について

当社グループは、事業の拡大や新規事業への進出を行っていくなかで、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、人材の採用及び育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、優秀な人材を十分に確保することが困難となった場合や、急激な人材増加により当社グループの各事業現場において運営に大きな支障が生じるような場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

### ③ 業容の拡大に伴う内部管理体制の充実について

当社グループは、事業の適切で効率的な運営のため、内部管理体制の一層の充実を図っておりますが、業容の急拡大により、必要な人員の確保ができなかったり、取引実施状況に関する管理体制の整備に遅れが生じてしまったりする等、内部管理体制の充実を図れない場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

## （4）親会社等との関係について

### ① 親会社等との資本関係について

本書提出日現在、当社の発行済株式総数（普通株式）の66.6%を株式会社オプトホールディング、33.4%をヤフー株式会社（以下、両者をまとめて「親会社等」といいます。）が保有しております。

当社グループは、株式会社オプトホールディングのマーケティング事業セグメントに属しております。同セグメントには、当社と同様にインターネット広告販売代理事業を行う株式会社オプトが存在しますが、同社は大手企業を対象顧客とする一方、当社は地方及び中堅・中小企業を対象顧客とする会社と位置づけられております。また、ヤフー株式会社は、当社のインターネット広告販売代理における主要な取引先であり、かつ、国内の中小企業のWebマーケティング領域における市場拡大を目的とした業務提携契約の締結先であります。当社は、親会社等の承認を必要とする取引や業務は存在せず、事業における制約もなく、独立した意思決定による独自の経営を行っております。

一方、議決権比率の観点から、定款の変更、取締役及び監査役の選解任、合併等の組織再編行為、重要な資産・事業の譲渡及び余剰資金の処分等、株主の承認が必要となる事項に関しては、親会社等による議決権行使が当社の意思

決定に影響を及ぼす可能性があります。なお、株式会社オプトホールディングは、当社上場後も当面は、連結グループ会社として資本関係を維持していく予定です。また、ヤフー株式会社は、当社株式の33.4%を保有するその他の関係会社ですが、今般の東証マザーズ上場に伴う公募及び売出しにより、その他の関係会社に該当しなくなる見込みです。

## ② 親会社等との取引について

平成28年12月期における当社グループと親会社等との取引総額は5,211,860千円となっており、そのうち主なものは、株式会社オプトとの広告媒体の仕入取引1,849,621千円、ヤフー株式会社との広告媒体の仕入取引2,789,820千円です。これらのうち、平成28年12月期までは、特定取引先からの広告媒体の仕入取引について株式会社オプトを経由して取引を行っていましたが、平成29年12月期において解消しております。なお、親会社等との取引は、独立当事者間取引と比べて妥当な条件により行われております。親会社等からの独立性確保の観点も踏まえ、親会社等との重要な取引については、管理部門における取引開始時の確認や、監査役監査や内部監査における事後確認を行うとともに、取締役会に対して定期的な報告を行う等、親会社等との取引における健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。

## ③ 親会社等との役員等の兼任について

本書提出日現在において、当社役員のうち以下の者は、当社の役員と親会社等の役員又は従業員を兼任しております。

取締役の鉢嶺登は、株式会社オプトホールディングの代表取締役社長CEOを兼ねております。当社は、同氏が上場企業の経営について深い知識と経験を有していることから、当社の経営に対する助言を得ることを期待して、取締役に招聘しております。取締役の福山広樹は、ヤフー株式会社の従業員を兼ねております。当社は、同氏がインターネット広告関連事業に精通していることから、同社との業務提携を通じた地方のSMB市場の創造に関して助言を得ることを期待して、取締役に招聘しております。監査役の田崎あづさは、株式会社オプトホールディングの従業員を兼ねております。当社は、同氏が複数企業での監査役としての豊富な経験を有していることに加え、株式会社オプトホールディングにおける業務監査及び会計監査の実施の必要性から、監査役に招聘しております。

氏名	当社における役職	役員派遣元会社	役員派遣元会社における役職
鉢嶺 登	取締役 (非常勤)	株式会社 オプトホールディング	代表取締役社長CEO
福山 広樹	取締役 (非常勤)	ヤフー株式会社	メディアグループ マーケティングソリューションズカンパニー エリア・オンライン営業本部 本部長
田崎 あづさ	監査役 (非常勤)	株式会社 オプトホールディング	内部監査室 室長

なお、当社に対する親会社等の出資比率が変更される等の理由により、当社と親会社等の関係が変動すると、これらの人的関係も変動する可能性があります。

## (5) その他

### ① 自然災害等について

地震や台風等の自然災害、戦争・紛争やテロ攻撃といった事象が発生した場合、当社グループの事業が大きな影響を受け、混乱状態に陥る可能性があります。当社グループは、こうした自然災害等が発生した場合には、適切かつ速やかに危機管理対策、復旧対応を行うよう努めておりますが、自然災害、コンピューターシステムの停止、データベースの漏洩・消失等により、当社グループの事業活動の停止のみならず、物的・人的な損害等が発生する可能性があります。その場合には当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

### ② 風評被害や不適切な業務遂行について

当社グループ及び当社グループが属すインターネット広告販売代理業界に対して何らかの否定的な風評が広まった場合や、当社の役職員による機密情報の漏洩、事務処理のミス、不当な労務管理、取引先とのトラブル、その他不正・不適切な行為等が発生した場合には、当社の信用や事業の信頼が低下する可能性があります。

当社は、倫理規程により役職員のコンプライアンス意識を醸成し、リスク管理及び危機管理規程に基きリスク発生の未然防止やリスク発生時の対応を行います。それにも関わらず役職員による不正・不適切な行為が発生したり、否定的な風評が広まったりした場合には、顧客離れが生じるなどし、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

### ③ 法的規制について

当社グループは、景品表示法、薬機法、医療広告ガイドライン等の法令規則及び諸規制の適用を受けております。今後、適用を受けている法令の改正や新たな法令の制定等が行われ、既存の法定等の解釈に変化が生じたり、又は法令等に準ずる位置付けで業界内の自主規制が制定されその遵守を求められたりするような状況が生じた場合には、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

### ④ 個人情報の漏洩について

当社グループは事業遂行上、個人情報保護法の適用を受ける顧客の個人情報等を取ることがあります。当社グループでは個人情報の取得・利用・管理・廃棄等に関して管理者を定めるなど、情報管理には万全を期しておりますが、外部からの不正アクセス等により、万一情報漏えい等の事故が発生した場合には、当社グループの社会的信用が失われ、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

### ⑤ 情報セキュリティについて

コンピューターウイルスの混入、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入、役職員の過誤等による社内インフラの停止、重要なデータの消去又は不正流出等の事態が発生した場合には、当社グループに直接的・間接的な損害が発生する可能性があるほか、当社グループが提供するサービスへの信頼の低下等、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

### ⑥ 新株予約権について

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、新株予約権を発行しております。本書提出日現在、発行済株式総数（普通株式）に対する新株予約権の割合は9.8%となっており、今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社グループの1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約期間	契約内容
当社	ヤフー株式会社 株式会社サーチライフ	平成25年6月17日開始 (期間の定めなし。)	資本業務提携契約 (株式会社サーチライフによる第三者割当ての引き受け及び同社との業務提携。)
当社	株式会社電通	平成29年3月31日開始 (期間の定めなし。)	株主間契約 (株式会社電通デジタル・ネットワークスに関する株主間の取り決め。)
当社	株式会社電通 株式会社電通デジタル・ ネットワークス	平成29年3月31日から 平成32年3月30日まで とし、その後は1年間の 自動更新。	業務提携契約 (株式会社電通デジタル・ネットワークスに関する業務提携。)
当社	ヤフー株式会社	平成29年4月6日開始 (期間の定めなし。)	業務提携契約 (Webマーケティング領域における業務提携。)

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり、当社グループが採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

なお、連結財務諸表には、将来に対する見積り等が含まれておりますが、これらは、本書提出日現在における当社グループの判断によるものであります。このような将来に対する見積り等は、過去の実績や趨勢に基づき可能な限り合理的に判断したものであります。判断時には予期し得なかつた事象等の発生により、結果とは異なる可能性があります。

### (2) 財政状態の分析

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

#### (資産)

流動資産については、現金及び預金が50,085千円、売掛金が166,651千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて144,135千円増加し、2,291,905千円となりました。固定資産については、ソフトウェアが172,111千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて152,997千円増加し、430,056千円となりました。以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて297,132千円増加し、2,721,961千円となりました。

#### (負債)

流動負債については、短期借入金が350,000千円減少したものの、買掛金が144,609千円、未払法人税等が89,604千円、未払消費税等が95,495千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて21,854千円増加し、1,988,469千円となりました。固定負債については繰延税金負債が5,696千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて5,788千円増加し、19,388千円となりました。以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて27,643千円増加し、2,007,858千円となりました。

#### (純資産)

純資産については、配当金の支払いにより42,624千円減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上293,680千円等により、前連結会計年度末に比べて269,489千円増加し、714,103千円となりました。

当第1四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）

#### (資産)

流動資産については、現金及び預金が100,697千円、繰延税金資産が17,657千円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ47,811千円減少し、2,244,093千円となりました。固定資産については、ソフトウェア仮勘定が30,777千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて20,460千円増加し、450,517千円となりました。以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて27,350千円減少し、2,694,611千円となりました。

#### (負債)

流動負債については、短期借入金が200,000千円増加したものの、買掛金が112,656千円、未払法人税等が84,612千円、未払消費税等が49,006千円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて102,928千円減少し、1,885,541千円となりました。固定負債については、繰延税金負債が287千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて310千円増加し、19,699千円となりました。以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて102,617千円減少し、1,905,240千円となりました。

#### (純資産)

純資産については、配当金の支払いにより55,766千円減少したものの、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上129,009千円等により、前連結会計年度末に比べて75,267千円増加し、789,370千円となりました。

### (3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社が対象とする地方及び中堅・中小企業のインターネット広告市場は魅力的な市場であり、今後も拡大余地が大きいものと考えております。当社グループは、地方及び中堅・中小企業に対して、「Webマーケティング支援（インターネット広告販売代理等）」、「HR支援（人的資源の調達・教育研修）」及び「IT化支援（人工知能技術を活用したツールの導入等）」に関するサービスを提供しております。

インターネット広告市場は、一般的に景気変動の影響を受けやすい傾向にあり、また、依然として激しい競争環境にあります。このような状況下、当社グループは、今後も引き続き競争優位性を維持・強化しつつ、グループシナジーの更なる創出や、自社商品・サービスの開発による収益性の更なる向上を通じ、持続的な成を実現すると共に、SMB市場を創造してまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、今後も持続的な成長を達成するためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。そのため、当社は、地方及び中堅・中小企業向けネットビジネス支援事業における先行者としての優位性を維持しつつ、グループシナジーや収益性の向上、顧客数の増加、組織基盤や情報セキュリティ体制の強化を行ってまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社グループが当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は150,861千円であり、その主なものは業務フローの最適化のための社内基幹システムの開発に係るものです。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループが当第1四半期連結累計期間において実施した設備投資等の総額は46,417千円であり、その主なものは業務フローの最適化のための社内基幹システムの開発に係るものです。

なお、当第1四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

また、当社はネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (1) 提出会社

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	ネットビジネス 支援事業	本社事務所	11,548	3,877	130,643	146,069	126 (8)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。  
 3. 建物には賃借物件が含まれており、賃借物件にかかる年間賃借料は34,165千円であります。  
 4. 帳簿価額は内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。  
 5. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。  
 6. 上記金額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含んでおりません。

##### (2) 国内子会社

平成28年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社テクロ コ	本社 (東京都 千代田区)	ネットビジ ネス支援事 業	本社 事務所	—	—	128,145	128,145	13 (—)
株式会社サーチ ライフ	本社 (東京都 千代田区)	ネットビジ ネス支援事 業	本社 事務所	—	—	6,098	6,098	22 (—)
株式会社グロウ スギア	本社 (東京都 千代田区)	ネットビジ ネス支援事 業	本社 事務所	—	—	679	679	3 (—)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。  
 3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。  
 4. 帳簿価額は内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。  
 5. 上記金額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含んでおりません。

##### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年4月30日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案しております。なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

また、当社はネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了予定	
当社	本社 (東京都 千代田区)	ネット ビジネス 支援事業	社内基幹 システム	30,000	14,677	増資資金 及び自己 資金	平成29年 1月	平成29年 12月	(注) 2
当社	本社 (東京都 千代田区)	ネット ビジネス 支援事業	情報・ インフラ 設備等	30,000	4,370	増資資金 及び自己 資金	平成29年 1月	平成29年 12月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,520,000
計	35,520,000

(注) 平成29年4月27日開催の臨時株主総会決議により平成29年4月27日付で株式併合に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は同日より15,520,000株増加し、35,520,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,880,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	8,880,000	—	—

- (注) 1. 平成29年4月27日開催の臨時株主総会における承認決議により、同日付けで普通株式2株を1株に株式併合しており、これにより発行済株式総数は8,880,000株減少し、8,880,000株となっております。
2. 平成29年4月27日開催の臨時株主総会における承認決議により、同日付けで1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成28年6月27日臨時取締役会決議 第一回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,254	6,056
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株) (注1、6)	625,400	302,800
新株予約権の行使時の 払込金額(円) (注2、6)	158	316
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月30日 至 平成38年6月29日	同左
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注3、6)	発行価格：158 資本組入額：79	発行価格：316 資本組入額：158
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者は、当社の平成28年12月期の営業利益が460百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記の営業利益の判定においては、当社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	128	同左
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株) (注1、6)	12,800	6,400
新株予約権の行使時の 払込金額(円) (注2、6)	158	316
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月30日 至 平成38年6月29日	同左
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注3、6)	発行価格：158 資本組入額：79	発行価格：316 資本組入額：158
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者は、当社の平成28年12月期の営業利益が460百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記の営業利益の判定においては、当社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,104	同左
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株) (注1、6)	710,400	355,200
新株予約権の行使時の 払込金額(円) (注2、6)	158	316
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月30日 至 平成38年6月29日	同左
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注3、6)	発行価格：158 資本組入額：79	発行価格：316 資本組入額：158
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者は、当社の平成28年12月期乃至平成30年12月期の3事業年度の営業損益の累計額が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 営業損益の累計額が1,100百万円以上の場合 行使可能割合：50%</p> <p>(b) 営業損益の累計額が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：75%</p> <p>(c) 営業損益の累計額が2,201百万円以上の場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、本項における営業損益の判定においては、当社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業損益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業損益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p>	同左

新株予約権の行使の条件	④当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ⑤新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	128	同左
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株) (注1、6)	12,800	6,400
新株予約権の行使時の 払込金額(円) (注2、6)	158	316
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月30日 至 平成38年6月29日	同左
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注3、6)	発行価格：158 資本組入額：79	発行価格：316 資本組入額：158
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者は、当社の平成28年12月期乃至平成30年12月期の3事業年度の営業損益の累計額が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 営業損益の累計額が1,100百万円以上の場合 行使可能割合：50%</p> <p>(b) 営業損益の累計額が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：75%</p> <p>(c) 営業損益の累計額が2,201百万円以上の場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、本項における営業損益の判定においては、当社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業損益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業損益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p>	同左

新株予約権の行使の条件	④当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ⑤新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,825	1,777
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株) (注1、6)	182,500	88,850
新株予約権の行使時の 払込金額(円) (注2、6)	158	316
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月30日 至 平成38年6月29日	同左
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注3、6)	発行価格: 158 資本組入額: 79	発行価格: 316 資本組入額: 158
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,250	同左
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株) (注1、6)	225,000	112,500
新株予約権の行使時の 払込金額(円) (注2、6)	158	316
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月30日 至 平成38年6月29日	同左
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注3、6)	発行価格：158 資本組入額：79	発行価格：316 資本組入額：158
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者は、当社の平成28年12月期乃至平成30年12月期の3事業年度の営業利益の累計額が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 営業利益の累計額が1,100百万円以上の場合 行使可能割合：50%</p> <p>(b) 営業利益の累計額が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：75%</p> <p>(c) 営業利益の累計額が2,201百万円以上の場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業損益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業損益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p>	同左

新株予約権の行使の条件	④当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ⑤新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。また、新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の  
うえ、(注2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定さ  
れる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
前記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記  
新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注3)に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由  
(注4)に準じて決定する。
6. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株を1株に株式併合しているため、提出日の前月末現在、新株予  
約権の1個当たりの目的となる株式数は50株となっております。「提出日の前月末現在」に記載の「新株予  
約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発  
行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日 (注1)	—	17,760,000	41,120	50,000	—	8,880
平成29年4月27日 (注2)	△8,880,000	8,880,000	—	50,000	—	8,880

(注) 1. 平成25年4月1日の増資に関しては利益剰余金の資本組入れを行っています。そのため発行済株式総数に変動はありません。

(注) 2. 株式併合(2株を1株)によるものです。

(5) 【所有者別状況】

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	88,800	—	—	—	88,800	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,880,000	88,800	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,880,000	—	—
総株主の議決権	—	88,800	—

② 【自己株式等】

平成29年4月30日現在

所有者の氏又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

①第一回新株予約権（平成28年6月27日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 92 （注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載

（注）付与対象者の退職等により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役4名、従業員87名となっております。

②第二回新株予約権（平成28年6月28日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 3 （注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載

（注）付与対象者の取締役への就任により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、外部協力者2名となっております。

③第三回新株予約権（平成28年6月27日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載

④第四回新株予約権（平成28年6月28日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 3 （注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載

（注）付与対象者の取締役への就任により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、外部協力者2名となっております。

⑤第五回新株予約権（平成28年6月27日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 80 （注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載

（注）付与対象者の退職等により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員77名となっております。

⑥第六回新株予約権（平成28年6月27日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、利益配分については、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくこととし、年1回、期末配当として剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり3円14銭の配当を実施することを決定しました。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・サービス開発体制を強化し、さらには、地域戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成29年3月27日 定時株主総会決議	55,766	3.14

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	荻原 猛	昭和48年8月24日	平成10年4月 有限会社ブレイン 入社 平成12年6月 株式会社オプトホールディング 入社 平成22年1月 当社 代表取締役社長 (現任) 平成24年3月 株式会社サーチライフ 取締役 平成25年11月 株式会社電通デジタル・ネットワークス 取締役 (現任) 平成27年3月 株式会社テクロコ 取締役	(注)3	—
取締役	COO	山家 秀一	昭和55年1月13日	平成14年4月 オリエント貿易株式会社 入社 平成17年6月 株式会社オプトホールディング 入社 平成22年1月 当社 取締役COO (現任) 平成24年3月 株式会社サーチライフ 取締役 (現任) 平成25年4月 株式会社テクロコ 取締役 (現任) 平成29年3月 株式会社グロウスギア 取締役 (現任)	(注)3	—
取締役	CFO	池村 公男	昭和53年11月21日	平成14年5月 グッドウィル・グループ株式会社 入社 平成17年8月 株式会社オプトホールディング 入社 平成22年1月 当社 出向 平成25年4月 当社 執行役員 平成26年4月 株式会社サーチライフ 取締役 平成27年6月 株式会社グロウスギア 取締役 平成27年6月 株式会社電通デジタル・ネットワークス 取締役 平成28年3月 当社 取締役CFO (現任)	(注)3	—
取締役	社長室 管掌	本田 宗寛	昭和47年6月5日	平成8年4月 株式会社コスモスイニシア 入社 平成14年7月 株式会社オプトホールディング 入社 平成25年6月 CreateA合同会社 代表社員 (現任) 平成29年3月 当社 取締役 (現任)	(注)3	—
取締役	—	鉢嶺 登	昭和42年6月22日	平成3年4月 森ビル株式会社 入社 平成6年3月 株式会社オプトホールディング 設立 代表取締役社長 平成21年3月 株式会社オプトホールディング 代表取締役社長CEO (現任) 平成28年6月 UTグループ株式会社 取締役 (現任) 平成29年3月 当社 取締役 (現任)	(注)3	—
取締役 (注)1	—	福山 広樹	昭和49年11月16日	平成19年12月 ヤフー株式会社 入社 平成25年7月 株式会社サーチライフ 取締役 平成27年4月 ヤフー株式会社 マーケティングソリューションズカンパニー エリア・オンライン営業本部 本部長 (現任) 平成29年3月 当社取締役 (現任) 平成29年4月 YJ MARKETING LTD. 取締役 (現任)	(注)3	—
取締役 (注)1	—	田中 洋	昭和26年12月23日	昭和50年4月 株式会社電通 入社 平成8年4月 城西大学経済学部 助教授 平成10年4月 法政大学経営学部 教授 平成15年4月 コロンビア大学大学院ビジネススクール 客員研究員 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科 教授 (現職) 平成23年4月 株式会社言コーポレーション 顧問 (現任) 平成24年11月 日本マーケティング学会 副会長 (現任) 平成28年4月 当社 取締役 (現任)	(注)3	—
監査役 (注)2	—	中島 拓之	昭和30年2月16日	昭和52年4月 三井生命保険相互会社 入社 平成17年4月 三井生命保険株式会社 執行役員 平成19年4月 三井生命保険株式会社 常務執行役員 平成21年6月 三井生命保険株式会社 取締役常務執行役員 平成24年4月 三井生命保険株式会社 取締役専務執行役員 平成25年6月 三井生命保険株式会社 常任監査役 平成28年6月 当社 常勤監査役 (現任) 平成29年3月 株式会社サーチライフ 監査役 (現任) 平成29年3月 株式会社テクロコ 監査役 (現任) 平成29年3月 株式会社グロウスギア 監査役 (現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	田崎 あづさ	昭和41年 1月23日	平成15年10月 株式会社オプトホールディング 入社 平成23年7月 株式会社オプトホールディング 内部監査室 室長 (現任) 平成24年3月 株式会社サーチャイフ 監査役 平成26年2月 eMforce. inc 監査役 (現任) 平成26年8月 天技營銷策画有限公司 監事 (現任) 平成26年11月 科聚思科技有限公司 監事 (現任) 平成27年2月 株式会社オプトベンチャーズ 監査役 平成27年3月 株式会社テクロコ 監査役 平成27年3月 株式会社グロウスギア 監査役 平成27年4月 株式会社オプト 監査役 (現任) 平成27年7月 当社 監査役 (現任) 平成27年7月 株式会社オプトグロースパートナーズ 監査役 (現任) 平成28年3月 株式会社クロスフィニティ 監査役 平成28年10月 株式会社クロスフィニティ 取締役監査等委員 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	小林 正樹	昭和45年 2月4日	平成4年4月 森ビル株式会社 入社 平成7年4月 株式会社オプトホールディング 取締役 平成20年4月 株式会社イルカ 代表取締役 (現任) 平成22年6月 株式会社パートナーエージェント 取締役 平成23年8月 株式会社パートナーエージェント 監査役 (現任) 平成25年3月 当社 取締役 平成28年4月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注)2	—	壽原 友樹	昭和56年 6月1日	平成19年12月 岡綜合法律事務所 入所 平成26年1月 岡綜合法律事務所 パートナー 平成27年6月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所 入所 (現任) 平成28年4月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	—
計						—

- (注) 1. 取締役福山広樹及び田中洋は、社外取締役です。  
2. 監査役中島拓之及び壽原友樹は、社外監査役です。  
3. 平成29年4月27日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。  
4. 平成29年4月27日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。  
5. 本項に記載する会社の名称は、原則として現在の名称によっています。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。具体的には、取締役会、監査役会、会計監査人、経営会議、内部監査を通じて、適法性の確保及び企業経営の効率性確保、不正防止体制、リスク管理体制及びディスクロージャー体制の確立等を行っています。

#### ① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### イ. 会社の機関の基本説明

###### 1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されています。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っています。

###### 2. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役3名の合計4名で構成され、そのうちの2名が社外監査役です。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。各監査役は、取締役会等の社内会議体への出席や重要な社内文書の閲覧等を通じ、内部統制システムを含む経営全般に関して幅広く監査を行っています。

###### 3. 内部監査体制及び内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者1名が担当しています。内部監査人は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について後日フォローアップし、確認しております。

###### 4. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりです。なお、継続監査年数については、7年以下であるため、記載を省略しています。

###### ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員	業務執行社員	轟 芳英
指定有限責任社員	業務執行社員	比留間 郁夫

###### ・監査業務における補助者の構成

公認会計士	6名
その他	11名

###### 5. 経営会議

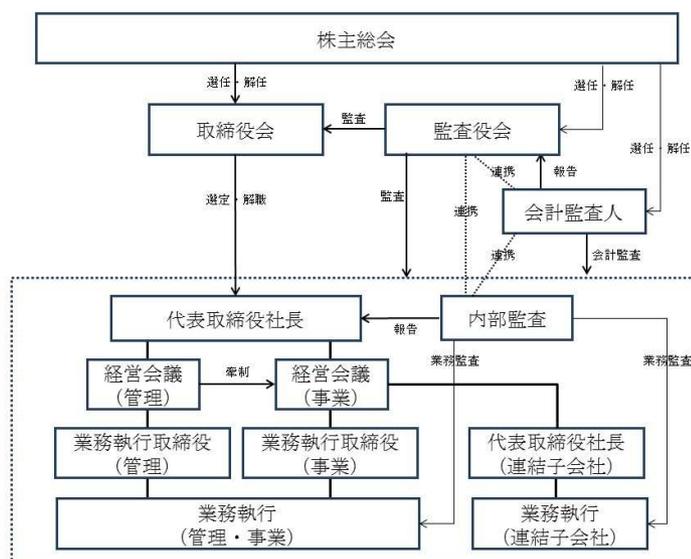
経営会議は事業と管理に分離して開催しています。

事業の経営会議は、当社の事業部門を管掌する取締役3名、事業部門執行役員4名、当社子会社の代表取締役3名、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成されており、当社代表取締役社長が議長となり、1ヵ月に2回程度開催しています。事業の経営会議では、事業ドメインと市場機会に沿った投資や資源配分の経済合理性について協議及び決議を行っています。

管理の経営会議は、当社の管理部門を管掌する取締役1名、管理部門執行役員1名、管理部門本部長1名、管理機能の部長4名（経理部、人事総務部、経営企画部、IT推進部）、常勤監査役1名で構成されており、管理部門を管掌する取締役が議長となり、1ヵ月に2回程度開催しています。管理の経営会議では、内部管理体制の充実等について協議及び決議を行うとともに、事業の経営会議で協議・決議された内容に対する牽制機能を課しております。

## ロ. コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりです。



### ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は、以下のとおりです。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役及び使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、倫理規程を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

- (1) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
- (2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。
- (3) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び使用人は定められた規程に従い、業務を執行します。
- (4) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、リスク管理及び危機管理規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク及び危機管理責任者の指示のもと、危機管理事務局において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限規程別紙に該当事項として定められた事項については、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。日常の職務執行については、業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役または監査役として当社役職員を派遣し、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
- (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会への報告を行います。
- (3) 内部監査人は、内部監査規程に基づき、子会社の内部監査を行います。
- (4) 監査役は、監査役会監査基準に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととします。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。

8. 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社の監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築します。
- (2) 当社又は当社の子会社の取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告します。
- (3) 当社又は当社の子会社の使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令または定款違反事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告します。
- (4) 当社の監査役に対して報告を行った当社又は当社の子会社の取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。
- (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とします。

ニ. 社外役員について

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。当社は、取締役会における意思決定と職務執行の適正性を確保するとともに、監査役会による取締役会の監視・監督の実効性を高めるため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。

取締役福山広樹は、同氏が精通するインターネット広告関連事業に関する助言・提言を期待して、また、取締役田中洋は、マーケティングの専門家としてより広い視野に基づいた価値創造に対する助言・提言を期待して、それぞれ社外取締役に招聘しております。なお、当社と両氏それぞれの間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、取締役福山広樹はヤフー株式会社の従業員であり、当社は同社との間に人的関係、資本的關係及び取引関係を有しております。

監査役中島拓之は、豊富な監査役としての経験に基づく当社の内部統制構築に関する助言・提言を期待して、また、監査役壽原友樹は、弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識に基づく当社の内部統制構築に関する助言・提言を期待して、それぞれ社外監査役に招聘しております。なお、当社と両氏それぞれの間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスク管理及び危機管理規程」に基づき、リスク管理事務局を設置してリスクを未然に防止するとともに、危機に迅速かつ的確に対応するための社内体制の構築に努めております。また、弁護士法人・社会保険労務士法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言と指導を受けられる体制を構築しております。

③ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く）	58,484	58,484	—	—	—	6
監査役 （社外監査役を除く）	1,800	1,800	—	—	—	1
社外役員	9,900	9,900	—	—	—	4

（注）使用人兼務役員の使用人はおりません。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する事項

各取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容、業績の達成度及び会社への貢献度等を勘案し、取締役会において決定しております。また、各監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、監査役会において決定しております。

④ 定款における取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役の定数は、10名以内とする旨を定款で定めております。また、当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

当社は、株主への機動的かつ積極的な利益還元を可能とするために、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	5,500	300	10,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	5,500	300	10,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場申請のための短期調査（ショートレビュー）報告書作成業務であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査公認会計士等より監査計画に基づいた監査報酬の見積りの提示を受け、過去の監査実績や当社グループの業務規模、監査に要する業務量等を勘案し決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。  
なお、前連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）及び当連結会計年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）及び当事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入することにより会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等の適正性を確保できる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	733,306	783,392
売掛金	1,277,074	1,443,725
短期貸付金	87,613	1,720
繰延税金資産	32,936	40,441
その他	40,628	50,588
貸倒引当金	△23,789	△27,962
流動資産合計	2,147,769	2,291,905
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,496	33,281
減価償却累計額	△9,092	△13,400
建物（純額）	19,403	19,881
工具、器具及び備品	10,076	11,059
減価償却累計額	△4,843	△6,103
工具、器具及び備品（純額）	5,233	4,956
有形固定資産合計	24,637	24,837
無形固定資産		
ソフトウェア	69,537	241,649
ソフトウェア仮勘定	98,946	8,615
その他	494	390
無形固定資産合計	168,978	250,655
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	32,013
長期貸付金	1,198	70,000
敷金及び保証金	43,931	43,631
繰延税金資産	17,570	8,885
破産更生債権等	14,085	311
その他	10	10
貸倒引当金	△13,353	△288
投資その他の資産合計	83,443	154,564
固定資産合計	277,059	430,056
資産合計	2,424,829	2,721,961

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,084,953	1,229,562
短期借入金	*2 350,000	—
1年内返済予定の長期借入金	22,216	—
未払金	224,600	150,814
未払費用	96,958	108,305
未払法人税等	48,442	138,046
賞与引当金	48,663	60,166
未払消費税等	62,559	158,054
その他	28,221	143,518
流動負債合計	1,966,615	1,988,469
固定負債		
繰延税金負債	—	5,696
資産除去債務	13,599	13,691
固定負債合計	13,599	19,388
負債合計	1,980,215	2,007,858
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	15,499	15,499
利益剰余金	360,057	611,113
株主資本合計	425,556	676,612
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	682
その他の包括利益累計額合計	—	682
新株予約権	—	1,361
非支配株主持分	19,057	35,446
純資産合計	444,614	714,103
負債純資産合計	2,424,829	2,721,961

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間  
(平成29年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	682,695
売掛金	1,512,986
繰延税金資産	22,783
その他	56,155
貸倒引当金	△30,527
流動資産合計	2,244,093
固定資産	
有形固定資産	
建物	33,821
減価償却累計額	△14,317
建物（純額）	19,504
工具、器具及び備品	11,059
減価償却累計額	△6,351
工具、器具及び備品（純額）	4,708
有形固定資産合計	24,212
無形固定資産	
ソフトウェア	230,509
ソフトウェア仮勘定	39,393
その他	364
無形固定資産合計	270,267
投資その他の資産	
投資有価証券	31,025
長期貸付金	70,000
敷金及び保証金	43,631
繰延税金資産	11,370
その他	10
貸倒引当金	△0
投資その他の資産合計	156,037
固定資産合計	450,517
資産合計	2,694,611

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間  
(平成29年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,116,906
短期借入金	200,000
未払金	167,595
未払費用	88,033
未払法人税等	53,434
賞与引当金	30,325
未払消費税等	109,047
その他	120,197
流動負債合計	1,885,541
固定負債	
繰延税金負債	5,984
資産除去債務	13,714
固定負債合計	19,699
負債合計	1,905,240
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	15,499
利益剰余金	684,356
株主資本合計	749,855
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	36
その他の包括利益累計額合計	36
新株予約権	1,350
非支配株主持分	38,128
純資産合計	789,370
負債純資産合計	2,694,611

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	7,785,719	8,552,708
売上原価	5,959,571	6,197,754
売上総利益	1,826,147	2,354,953
販売費及び一般管理費	※1 1,558,663	※1 1,862,588
営業利益	267,484	492,365
営業外収益		
受取利息	629	1,565
受取手数料	1,888	249
助成金収入	10,000	400
その他	125	209
営業外収益合計	12,644	2,424
営業外費用		
支払利息	1,596	1,259
支払保険料	988	273
業務報酬支払損失	6,261	—
リース解約損	—	903
その他	818	394
営業外費用合計	9,664	2,831
経常利益	270,464	491,959
特別利益		
新株予約権戻入益	—	6
特別利益合計	—	6
特別損失		
固定資産除却損	※2 3,214	※2 1,674
投資有価証券売却損	—	7,999
投資有価証券評価損	—	10,354
特別損失合計	3,214	20,028
税金等調整前当期純利益	267,249	471,938
法人税、住民税及び事業税	113,248	155,353
法人税等調整額	△2,772	6,515
法人税等合計	110,476	161,868
当期純利益	156,773	310,069
非支配株主に帰属する当期純利益	9,195	16,388
親会社株主に帰属する当期純利益	147,577	293,680

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	156,773	310,069
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	682
その他の包括利益合計	—	※ 682
包括利益	156,773	310,752
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	147,577	294,363
非支配株主に係る包括利益	9,195	16,388

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
売上高	2,719,071
売上原価	2,069,989
売上総利益	649,081
販売費及び一般管理費	448,946
営業利益	200,135
営業外収益	
受取利息	338
助成金収入	600
その他	2
営業外収益合計	941
営業外費用	
支払利息	157
その他	185
営業外費用合計	343
経常利益	200,733
特別利益	
新株予約権戻入益	11
特別利益合計	11
税金等調整前四半期純利益	200,744
法人税、住民税及び事業税	53,251
法人税等調整額	15,802
法人税等合計	69,053
四半期純利益	131,691
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,681
親会社株主に帰属する四半期純利益	129,009

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
四半期純利益	131,691
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△646
その他の包括利益合計	△646
四半期包括利益	131,044
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	128,363
非支配株主に係る四半期包括利益	2,681

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	50,000	15,499	239,296	304,796
当期変動額				
剰余金の配当			△26,817	△26,817
親会社株主に帰属する 当期純利益			147,577	147,577
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）				
当期変動額合計	—	—	120,760	120,760
当期末残高	50,000	15,499	360,057	425,556

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	—	—	—	9,861	314,658
当期変動額					
剰余金の配当					△26,817
親会社株主に帰属する 当期純利益					147,577
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	9,195	9,195
当期変動額合計	—	—	—	9,195	129,956
当期末残高	—	—	—	19,057	444,614

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	50,000	15,499	360,057	425,556
当期変動額				
剰余金の配当			△42,624	△42,624
親会社株主に帰属する 当期純利益			293,680	293,680
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）				
当期変動額合計	－	－	251,056	251,056
当期末残高	50,000	15,499	611,113	676,612

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	－	－	－	19,057	444,614
当期変動額					
剰余金の配当					△42,624
親会社株主に帰属する 当期純利益					293,680
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	682	682	1,361	16,388	18,433
当期変動額合計	682	682	1,361	16,388	269,489
当期末残高	682	682	1,361	35,446	714,103

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	267,249	471,938
減価償却費	22,430	49,253
新株予約権戻入益	—	△6
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,501	△8,891
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,302	11,503
受取利息及び受取配当金	△630	△1,565
支払利息	1,596	1,259
固定資産除却損	3,214	1,674
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	10,354
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	7,999
売上債権の増減額 (△は増加)	△342,725	△166,651
未収入金の増減額 (△は増加)	△3,747	2,154
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△58	58
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	844	13,774
仕入債務の増減額 (△は減少)	147,354	144,609
未払金の増減額 (△は減少)	15,619	△5,161
未払費用の増減額 (△は減少)	4,444	11,305
未払消費税等の増減額 (△は減少)	14,435	103,941
前受金の増減額 (△は減少)	1,089	108,105
資産除去債務の増減額 (△は減少)	91	91
その他	2,795	△3,736
小計	154,806	752,008
利息及び配当金の受取額	146	275
利息の支払額	△1,596	△1,259
法人税等の支払額	△67,980	△125,146
過年度法人税等の支払額	—	△2,796
営業活動によるキャッシュ・フロー	85,376	623,082
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	—	△29,323
投資有価証券の売却による収入	—	0
有形固定資産の取得による支出	△395	△5,768
無形固定資産の取得による支出	△117,703	△141,825
敷金及び保証金の回収による収入	—	300
貸付けによる支出	△86,000	△72,500
貸付金の回収による収入	2,331	89,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	△201,766	△159,525
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	280,000	△350,000
長期借入金の返済による支出	△33,336	△22,216
新株予約権の発行による収入	—	1,368
配当金の支払額	△26,817	△42,624
財務活動によるキャッシュ・フロー	219,846	△413,471
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	103,456	50,085
現金及び現金同等物の期首残高	629,850	733,306
現金及び現金同等物の期末残高	※ 733,306	※ 783,392

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社サーチライフ

株式会社テクロコ

株式会社グロウスギア

なお、株式会社グロウスギアについては、当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

(ただし、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。)

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社サーチライフ

株式会社テクロコ

株式会社グロウスギア

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

（ただし、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。）

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月28日内閣府令第22号)附則第3条第1項ただし書き(以下「連結財務諸表規則附則第2項等」という。)の規定に基づき、平成28年1月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日)等を翌連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。連結財務諸表規則附則第2項等の規定に基づき、当該表示の変更を反映させるため、当連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この減価償却方法の変更による連結財務諸表に与える影響はありません。



(連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社は、次の会社について、その他の会社からの借入及び仕入債務に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)		当連結会計年度 (平成28年12月31日)
株式会社テクロコ (仕入債務)	9,000千円	株式会社テクロコ (仕入債務)	9,000千円
株式会社電通デジタル・ネットワ ークス (借入債務)	30,000	—	—
計	39,000	計	9,000

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額の総額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	350,000	—
差引額	950,000	1,300,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
給料及び手当	726,142千円	833,399千円
業務委託費	163,942	163,473
賞与引当金繰入額	48,234	59,760
貸倒引当金繰入額	13,501	8,762
貸倒損失	668	2,780

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
ソフトウェア	3,214千円	— 千円
ソフトウェア仮勘定	—	1,674
計	3,214	1,674

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	一千円	1,044千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	1,044
税効果額	—	△361
その他有価証券評価差額金	—	682
その他の包括利益合計	—	682

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	17,760,000	—	—	17,760,000
合計	17,760,000	—	—	17,760,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月23日 定時株主総会	普通株式	26,817	1円51銭	平成26年12月31日	平成27年3月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	42,624	利益剰余金	2円40銭	平成27年12月31日	平成28年3月31日

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	17,760,000	—	—	17,760,000
合計	17,760,000	—	—	17,760,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高（千円）
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	625
	第2回新株予約権	12
	第3回新株予約権	710
	第4回新株予約権	12
	第5回新株予約権（注）	—
	第6回新株予約権（注）	—
合計		1,361

（注）権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	42,624	2円40銭	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月27日 定時株主総会	普通株式	55,766	利益剰余金	3円14銭	平成28年12月31日	平成29年3月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	733,306千円	783,392千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	733,306	783,392

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体(取引先企業)の信用リスクに晒されております。

貸付金は、主に業務上の関係を有する企業等に対する融資であり、取引先の財務内容悪化及び信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後8ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念債権の早期把握等により、損害防止と取引の安全性向上に努めております。

貸付金については、定期的に融資先の財務内容等を把握し、期日管理及び残高管理を実施することにより、滞留防止を未然に防ぐとともに回収可能性の検討を行っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務内容等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	733,306	733,306	—
(2) 売掛金	1,277,074	1,277,074	—
(3) 短期貸付金	87,613	87,613	—
資産計	2,097,994	2,097,994	—
(1) 買掛金	1,084,953	1,084,953	—
(2) 短期借入金	350,000	350,000	—
(3) 未払金	224,600	224,600	—
(4) 未払法人税等	48,442	48,442	—
(5) 未払消費税等	62,559	62,559	—
負債計	1,770,556	1,770,556	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
非上場株式(*1)	20,000
敷金及び保証金(*2)	43,931

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

(\*2)敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	733,306	—	—	—
売掛金	1,277,074	—	—	—
短期貸付金	87,613	—	—	—
合計	2,097,994	—	—	—

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	350,000	—	—	—	—	—
合計	350,000	—	—	—	—	—

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式又は組合への出資であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

貸付金は、主に業務上の関係を有する企業等に対する融資であり、取引先の財務内容悪化及び信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念債権の早期把握等により、損害防止と取引の安全性向上に努めております。

貸付金については、定期的に融資先の財務内容等を把握し、期日管理及び残高管理を実施することにより、滞留防止を未然に防ぐとともに回収可能性の検討を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務内容等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	783,392	783,392	—
(2) 売掛金	1,443,725	1,443,725	—
(3) 長期貸付金	70,000	70,519	519
資産計	2,297,117	2,297,637	519
(1) 買掛金	1,229,562	1,229,562	—
(2) 未払金	150,814	150,814	—
(3) 未払法人税等	138,046	138,046	—
(4) 未払消費税等	158,054	158,054	—
負債計	1,676,479	1,676,479	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価につきましては、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
非上場株式(*1)	10,977
投資事業有限責任組合(*1)への出資	21,036
敷金及び保証金(*2)	43,631

(\*1)非上場株式及び投資事業有限責任組合については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

(\*2)敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	783,392	—	—	—
売掛金	1,443,725	—	—	—
長期貸付金	—	70,000	—	—
合計	2,227,117	70,000	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成27年12月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券は、すべて市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載を省略しております。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年12月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券は、すべて市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載を省略しております。

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	0	—	7,999

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券（その他有価証券の株式）について10,354千円の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 6千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第五回新株予約権	第六回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 80名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 182,500株	普通株式 225,000株
付与日	平成28年6月30日	平成28年6月30日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成30年6月30日 至平成38年6月29日	自平成30年6月30日 至平成38年6月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第五回新株予約権	第六回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	182,500	225,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	182,500	225,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	第五回新株予約権	第六回新株予約権
権利行使価格 (円)	158	158
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから本源的価値の見積もりによっております。なお、評価単価は、本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な条件ではないものとして、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、一般的なオプション価格設定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価格に基づく金額で決定したものであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |  |     |
|--|-----|
| ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額                               | —千円 |
| ②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの<br>権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,178千円
貸倒引当金	12,339
未払事業税	6,950
賞与引当金	17,170
資産除去債務	4,808
固定資産未実現利益	11,918
その他	1,053
繰延税金資産小計	55,419
評価性引当額	△1,630
繰延税金資産合計	53,789
繰延税金負債	
資産除去債務	△3,266
その他	△15
繰延税金負債合計	△3,282
繰延税金資産の純額	50,506

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
流動資産・繰延税金資産	32,936千円
固定資産・繰延税金資産	17,570千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	37.1%
(調整)	
評価性引当額	2.7%
住民税均等割	1.1%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に国会で成立されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の37.1%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは、35.4%に、平成29年1月1日以降のものについては、34.8%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響額は軽微であります。

当連結会計年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	181千円
貸倒引当金	6,802
未払事業税	12,491
賞与引当金	20,895
投資有価証券評価損	3,582
資産除去債務	4,736
固定資産未実現利益	8,875
その他	874
繰延税金資産小計	58,439
評価性引当額	△3,620
繰延税金資産合計	54,819
繰延税金負債	
資産除去債務	△2,631
その他有価証券評価差額金	△361
投資簿価修正額	△8,196
繰延税金負債合計	△11,188
繰延税金資産の純額	43,630

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
流動資産・繰延税金資産	40,441千円
固定資産・繰延税金資産	8,885千円
固定負債・繰延税金負債	△5,696千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.4%から、回収または支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは、34.8%に、平成31年1月1日以降のものについては、34.6%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～13年と見積り、割引率は0.660%～0.795%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
期首残高	13,508千円
時の経過による調整額	91
期末残高	13,599

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～13年と見積り、割引率は0.660%～0.795%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	13,599千円
時の経過による調整額	91
期末残高	13,691

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社グループは、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社 オプトホールディング (注) 2	東京都 千代田区	7,645	持株会社	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任 債務被保証 業務委託 連結納税	連結納税に伴う支払	62,238	未払金	156,770
							当社仕入債務に対する債務被保証 (注) 3	314,477	—	—

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社 オプト (注) 2	東京都 千代田区	100	広告・ソリューション事業	—	広告取引	広告媒体の仕入取引 (注) 4	1,629,541	買掛金	589,540

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 株式会社オプトは、平成27年4月1日付で会社分割（新設分割）を実施しております。同日付で称号を「株式会社オプトホールディング」に変更するとともに、同社を分割会社とし、新設分割により設立された「株式会社オプト」へマーケティング事業を承継しております。

3. 当社は特定仕入先の債務に対して株式会社オプトホールディングから債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社オプトホールディング（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 オプトホールディング	東京都 千代田区	7,684	持株会社	(被所有) 直接 66.6	役員の兼任 債務被保証 出向者の受入 出向者の派遣	-	-	未払金	94,532
							当社仕入債務に対する債務被保証 (注) 2	257,314	-	-
その他の関係会社	ヤフー株式会社	東京都 千代田区	8,395	インターネット上の広告事業、eコマース事業等	(被所有) 直接 33.4	広告取引 出向者の受入	広告媒体の仕入取引 (注) 3	2,789,820	買掛金	254,646

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社 オプト	東京都 千代田区	100	広告・ソリューション事業	-	広告取引	広告媒体の仕入取引 (注) 3	1,849,621	買掛金	416,882
その他の関係会社の子会社	ワイジェイカード株式会社	福岡県 福岡市 博多区	100	クレジット、カードローン、信用保証業務	-	広告取引 決済代行 (クレジットカード利用)	-	-	売掛金	89,831
							-	-	買掛金	110,759

(注) 1. 上記 (ア) ~ (イ) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社は特定仕入先の債務に対して株式会社オプトホールディングから債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社オプトホールディング（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

	当連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	47.92円
1株当たり当期純利益金額	16.62円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
2. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株とする株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	147,577
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	147,577
期中平均株式数(株)	8,880,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	—

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	76.27円
1株当たり当期純利益金額	33.07円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株とする株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	293,680
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (千円)	293,680
期中平均株式数 (株)	8,880,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権 の数17,689個）。 なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成29年4月18日開催の取締役会において、平成29年4月27日開催の臨時株主総会に、株式併合及び単元株制度の採用について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認され、平成29年4月27日付でその効力が発生しております。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の目的

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、すべての国内上場会社の株式の売買単位を100株に移行する期限を平成30年10月1日に決定しました。当社は東京証券取引所に上場する企業として、これに対応するため、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、投資単位を適正な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものです。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 2株を1株に併合
- ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	17,760,000株
株式併合により減少する株式数	8,880,000株
株式併合後の発行済株式総数	8,880,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、当該箇所に反映しております。

(4) 単元株式数の変更の内容

平成29年4月27日付で、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

**【注記事項】**

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

当社は、次の会社について、その他会社からの仕入債務に対し債務保証を行っております。

当第1四半期連結累計期間  
(平成29年3月31日)

株式会社テクロコ (仕入債務)	9,000千円
計	9,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成29年1月1日  
至 平成29年3月31日)

減価償却費 16,564千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月27日 定時株主総会	普通株式	55,766	3円14銭	平成28年12月31日	平成29年3月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)

当社グループは、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	14.53円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	129,009
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	129,009
普通株式の期中平均株式数(株)	8,880,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株につき1株とする株式併合を行っております。期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成29年4月18日開催の取締役会において、平成29年4月27日開催の臨時株主総会に、株式併合及び単元株制度の採用について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認され、平成29年4月27日付でその効力が発生しております。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の目的

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、すべての国内上場会社の株式の売買単位を100株に移行する期限を平成30年10月1日に決定しました。当社は東京証券取引所に上場する企業として、これに対応するため、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、投資単位を適正な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式  
②併合の方法・比率 2株を1株に併合  
③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	17,760,000株
株式併合により減少する株式数	8,880,000株
株式併合後の発行済株式総数	8,880,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、当該箇所反映しております。

(4) 単元株式数の変更の内容

平成29年4月27日付で、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	350,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	22,216	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	372,216	—	—	—

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	536,521	488,323
売掛金	※2 1,221,308	※2 1,363,508
前渡金	59	—
前払費用	20,874	※2 17,487
繰延税金資産	26,215	33,139
短期貸付金	87,613	1,720
関係会社短期貸付金	100,000	80,000
その他	※2 82,007	※2 131,628
貸倒引当金	△20,018	△26,453
流動資産合計	2,054,582	2,089,355
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,496	33,281
減価償却累計額	△9,092	△13,400
建物（純額）	19,403	19,881
工具、器具及び備品	9,681	9,681
減価償却累計額	△4,698	△5,804
工具、器具及び備品（純額）	4,983	3,877
有形固定資産合計	24,387	23,758
無形固定資産		
ソフトウェア	32,717	130,643
ソフトウェア仮勘定	59,707	—
商標権	494	390
無形固定資産合計	92,919	131,033
投資その他の資産		
投資有価証券	12,000	32,013
関係会社株式	97,813	97,813
出資金	10	10
役員又は従業員に対する長期貸付金	1,198	—
長期貸付金	—	70,000
敷金及び保証金	43,931	43,631
繰延税金資産	5,615	—
破産更生債権等	14,085	311
貸倒引当金	△13,281	△288
投資その他の資産合計	161,374	243,491
固定資産合計	278,681	398,284
資産合計	2,333,263	2,487,639

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	※2 1,076,582	※2 1,219,836
短期借入金	※3 350,000	—
1年内返済予定の長期借入金	22,216	—
未払金	※2 216,317	※2 144,718
未払費用	※2 90,955	※2 108,249
未払法人税等	21,368	99,893
未払消費税等	49,447	130,290
前受金	3,319	110,727
預り金	22,762	28,217
賞与引当金	38,059	48,933
その他	0	3,243
流動負債合計	1,891,028	1,894,109
固定負債		
資産除去債務	13,599	13,691
繰延税金負債	—	5,696
固定負債合計	13,599	19,388
負債合計	1,904,628	1,913,498
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	8,880	8,880
その他資本剰余金	6,619	6,619
資本剰余金合計	15,499	15,499
利益剰余金		
利益準備金	3,620	3,620
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	359,516	502,977
利益剰余金合計	363,136	506,597
株主資本合計	428,635	572,097
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	682
評価・換算差額等合計	—	682
新株予約権	—	1,361
純資産合計	428,635	574,141
負債純資産合計	2,333,263	2,487,639

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	7,465,137	7,930,615
売上原価	※1 5,918,889	※1 6,089,479
売上総利益	1,546,248	1,841,136
販売費及び一般管理費	※2 1,316,439	※2 1,530,127
営業利益	229,808	311,009
営業外収益		
受取利息	※1 2,082	※1 2,965
受取手数料	1,888	0
助成金収入	10,000	400
その他	115	333
営業外収益合計	14,087	3,699
営業外費用		
支払利息	1,596	1,259
支払保険料	988	273
業務報酬支払損失	6,261	—
リース解約損	—	903
障害者雇用納付金	—	1,280
その他	879	711
営業外費用合計	9,725	4,428
経常利益	234,169	310,280
特別利益		
新株予約権戻入益	—	6
特別利益合計	—	6
特別損失		
固定資産除却損	※3 2,465	※3 1,674
投資有価証券評価損	—	10,354
特別損失合計	2,465	12,028
税引前当期純利益	231,704	298,258
法人税、住民税及び事業税	89,105	108,145
法人税等調整額	△2,061	4,027
法人税等合計	87,044	112,173
当期純利益	144,660	186,085

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 媒体費		5,918,701	100.0	6,089,479	100.0
II 経費		188	0.0	—	—
当期売上原価		5,918,889	100.0	6,089,479	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余 金合計	
当期首残高	50,000	8,880	6,619	15,499	3,620	241,673	245,293	310,792
当期変動額								
剰余金の配当						△26,817	△26,817	△26,817
当期純利益						144,660	144,660	144,660
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	117,842	117,842	117,842
当期末残高	50,000	8,880	6,619	15,499	3,620	359,516	363,136	428,635

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	—	—	—	310,792
当期変動額				
剰余金の配当				△26,817
当期純利益				144,660
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	117,842
当期末残高	—	—	—	428,635

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	8,880	6,619	15,499	3,620	359,516	363,136	428,635
当期変動額								
剰余金の配当						△42,624	△42,624	△42,624
当期純利益						186,085	186,085	186,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	143,461	143,461	143,461
当期末残高	50,000	8,880	6,619	15,499	3,620	502,977	506,597	572,097

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	—	—	—	428,635
当期変動額				
剰余金の配当				△42,624
当期純利益				186,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	682	682	1,361	2,044
当期変動額合計	682	682	1,361	145,506
当期末残高	682	682	1,361	574,141

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(ただし、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

（ただし、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この減価償却方法の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

当社は、次の会社について、その他の会社からの借入及び仕入債務に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年12月31日)		当事業年度 (平成28年12月31日)
株式会社テクロコ (仕入債務)	9,000千円	株式会社テクロコ (仕入債務)	9,000千円
株式会社電通デジタル・ネットワ ークス (借入債務)	30,000	—	—
計	39,000	計	9,000

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
流動資産		
売掛金	5,238千円	1,190千円
前払費用	—	17,487
その他	45,829	83,068
流動負債		
買掛金	4,389	342,782
未払金	167,503	106,159
未払費用	1,549	476

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額の総額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	350,000	—
差引額	950,000	1,300,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
関係会社からの仕入高	44,309千円	2,510,507千円
関係会社からの受取利息	1,483	1,418

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14%、当事業年度14%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86%、当事業年度86%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
従業員給与手当	658,993千円	695,825千円
賞与引当金繰入額	38,271	48,538
貸倒引当金繰入額	9,776	7,624
貸倒損失	668	2,780
減価償却費	15,514	30,420

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
ソフトウェア	2,465千円	— 千円
ソフトウェア仮勘定	—	1,674
計	2,465	1,674

(有価証券関係)

前事業年度（平成27年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式97,813千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度（平成28年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式97,813千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	11,151千円
未払事業税	4,922
賞与引当金	13,457
資産除去債務	4,808
その他	758
繰延税金資産合計	35,098
繰延税金負債	
資産除去債務	△3,266
繰延税金負債合計	△3,266
繰延税金資産の純額	31,831

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成27年12月31日)
流動資産・繰延税金資産	26,215千円
固定資産・繰延税金資産	5,615千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の37.1%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは、35.4%に、平成29年1月1日以降のものについては、34.8%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響額は軽微であります。

当事業年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	6,396千円
未払事業税	9,639
賞与引当金	17,034
資産除去債務	4,736
投資有価証券評価損	3,582
その他	823
繰延税金資産小計	42,213
評価性引当額	△3,582
繰延税金資産合計	38,631
繰延税金負債	
資産除去債務	△2,631
その他有価証券評価差額金	△361
投資簿価修正額	△8,196
繰延税金負債合計	△11,188
繰延税金資産の純額	27,442

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成28年12月31日)
流動資産・繰延税金資産	33,139千円
固定負債・繰延税金負債	△5,696千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
評価性引当額	1.2%
雇用促進減税による税額控除	△2.3%
住民税均等割	0.7%
連結納税に係る投資簿価修正	2.8%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.4%から、回収または支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは、34.8%に、平成31年1月1日以降のものについては、34.6%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響額は軽微であります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成29年4月18日開催の取締役会において、平成29年4月27日開催の臨時株主総会に、株式併合及び単元株制度の採用について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認され、平成29年4月27日付でその効力が発生しております。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の目的

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、すべての国内上場会社の株式の売買単位を100株に移行する期限を平成30年10月1日に決定しました。当社は東京証券取引所に上場する企業として、これに対応するため、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、投資単位を適正な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 2株を1株に併合
- ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	17,760,000株
株式併合により減少する株式数	8,880,000株
株式併合後の発行済株式総数	8,880,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	48.27円	64.50円
1株当たり当期純利益金額	16.29円	20.96円

(4) 単元株式数の変更の内容

平成29年4月27日付で、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		トライオン株式会社	6	9,331
		株式会社電通デジタル・ネットワークス	240	1,645
		計	246	10,977

## 【債券】

該当事項はありません。

## 【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
		(投資事業有限責任組合) SVF-3 SV FRONTIER LLC	180,000	21,036
		計	180,000	21,036

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	28,496	4,785	—	33,281	13,400	4,307	19,881
工具、器具及び備品	9,681	—	—	9,681	5,804	1,105	3,877
有形固定資産計	38,178	4,785	—	42,963	19,204	5,413	23,758
無形固定資産							
商標権	1,040	—	—	1,040	649	104	390
ソフトウェア	43,635	122,828	—	166,464	35,821	24,902	130,643
ソフトウェア仮勘定	59,707	70,417	130,124	—	—	—	—
無形固定資産計	104,382	193,245	130,124	167,504	36,470	25,006	131,033

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェア 社内基幹システムの開発 122,828千円

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	33,299	23,962	16,733	13,787	26,742
賞与引当金	38,059	48,933	37,664	395	48,933

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、実際支給額との差額の戻入額であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	公告の方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="http://www.sold-out.co.jp/">http://www.sold-out.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年1月14日	株式会社オプトホールディング 代表取締役社長CEO 鉢嶺 登	東京都千代田区四番町6 東急番町ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名、親会社)	ヤフー株式会社 代表取締役社長 宮坂 学	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	特別利害関係者等(大株主上位10名、その他の関係会社)	5,931,840	935,154,576 (157.65)	業務提携

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条に基づき、当社の特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は類似会社比準方式等により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 当社は平成29年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式2株を1株に株式併合を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式併合前の内容を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日
種類	第一回 新株予約権 (ストックオプション)	第二回 新株予約権 (ストックオプション)	第三回 新株予約権 (ストックオプション)	第四回 新株予約権 (ストックオプション)	第五回 新株予約権 (ストックオプション)	第六回 新株予約権 (ストックオプション)
発行数 (個)	632,200	12,800	710,400	12,800	182,500	225,000
発行価格 (円)	158	158	158	158	158	158
資本組入額 (円)	79	79	79	79	79	79
発行価額の 総額(円)	99,887,600	2,022,400	112,243,200	2,022,400	28,835,000	35,550,000
資本組入額の 総額(円)	49,943,800	1,011,200	56,121,600	1,011,200	14,417,500	17,775,000
発行方法	平成28年6月27日開催の臨時取締役会において、会社法第236条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年6月28日開催の臨時取締役会において、会社法第236条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年6月27日開催の臨時取締役会において、会社法第236条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年6月28日開催の臨時取締役会において、会社法第236条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年6月27日開催の臨時取締役会において、会社法第236条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年6月27日開催の臨時取締役会において、会社法第236条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注3)	(注2)	(注3)	(注2)	(注3)	(注3)

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりです。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとさせていただきます。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとさせていただきます。
  - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成28年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 新株予約権の評価単価は、直近の当社株式の移動に際して使用された、類似会社比準方式等により算出した価格を参考に決定したものです。
5. 当社は、平成29年4月27日付で普通株式2株を1株に株式併合しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりです。

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日	平成28年 6月30日
種類	第一回 新株予約権 (ストックオプション)	第二回 新株予約権 (ストックオプション)	第三回 新株予約権 (ストックオプション)	第四回 新株予約権 (ストックオプション)	第五回 新株予約権 (ストックオプション)	第六回 新株予約権 (ストックオプション)
行使時の払込金額	158円	158円	158円	158円	158円	158円
行使期間	自 平成28年6月 30日 至 平成38年6月 29日	自 平成28年6月 30日 至 平成38年6月 29日	自 平成28年6月 30日 至 平成38年6月 29日	自 平成28年6月 30日 至 平成38年6月 29日	自 平成30年6月 30日 至 平成38年6月 29日	自 平成30年6月 30日 至 平成38年6月 29日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。

## 2【取得者の概況】

### 第一回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
荻原 猛	東京都文京区	会社役員	177,600	28,060,800 (158)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
山家 秀一	東京都葛飾区	会社役員	35,600	5,624,800 (158)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
池村 公男	東京都中央区	会社役員	17,800	2,812,400 (158)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山中 仁史	東京都中野区	会社役員	12,600	2,622,800 (158)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
林 康頼	東京都目黒区	会社役員	11,800	1,864,400 (158)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
細井 康平	東京都世田谷区	会社役員	11,800	1,864,400 (158)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
長澤 一雅	神奈川県横浜市磯子区	会社員	11,800	1,864,400 (158)	当社の従業員
伊藤 雄剛	東京都杉並区	会社員	11,800	1,864,400 (158)	当社の従業員
中西 信人	東京都文京区	会社員	10,800	1,864,400 (158)	当社の従業員
北川 共史	東京都港区	会社員	10,800	1,864,400 (158)	当社の従業員
長谷川 智史	東京都江東区	会社員	8,800	1,390,400 (158)	特別利害関係者 (当社の取締役) (注) 2
平松 朋之	東京都渋谷区	会社員	6,400	1,011,200 (158)	当社の従業員
阿部 恵太	大阪府豊中市	会社員	5,600	884,800 (158)	当社の従業員
西岡 寿	福岡県福岡市東区	会社員	5,400	853,200 (158)	当社の従業員
浅見 剛	埼玉県草加市	会社員	5,400	853,200 (158)	当社の従業員
石川 剛士	埼玉県春日部市	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
平川 淳一	福岡県福岡市城南区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
岩崎 直子	神奈川県藤沢市	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
七五三 輝俊	東京都府中市	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
秋山 奈津子	東京都江東区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
松田 明子	福岡県北九州市小倉北区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
北角 安広	熊本県熊本市中央区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
内田 浩司	東京都文京区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
大和田 要	東京都豊島区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
葛谷 篤志	東京都足立区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
松原 拓也	東京都墨田区	会社員	5,000	790,000 (158)	当社の従業員
榎本 守晃	東京都国分寺市	会社員	4,600	726,800 (158)	当社の従業員
木村 裕一	千葉県長生郡一宮町	会社員	4,600	726,800 (158)	当社の従業員
伴 圭太	東京都世田谷区	会社員	4,600	726,800 (158)	当社の従業員
城川 友香	東京都目黒区	会社員	4,600	726,800 (158)	当社の従業員
寺島 菜緒	東京都調布市	会社員	4,200	663,600 (158)	当社の従業員
浅野 裕斗	東京都町田市	会社員	4,200	663,600 (158)	当社の従業員
花田 周明	東京都中野区	会社員	4,200	663,600 (158)	当社の従業員
近藤 将也	愛知県名古屋市中川 区	会社員	4,200	663,600 (158)	当社の従業員
高井 康辰	東京都台東区	会社員	4,200	663,600 (158)	当社の従業員
清田 尚志	東京都足立区	会社員	4,000	632,000 (158)	当社の従業員
福田 泰久	大阪府大阪市波速区	会社員	4,000	632,000 (158)	当社の従業員
松本 芙美	愛知県豊田市	会社員	3,800	600,400 (158)	当社の従業員
寺尾 仁快	東京都立川市	会社員	3,800	600,400 (158)	当社の従業員
吉住 靖広	東京都武蔵野市	会社員	3,800	600,400 (158)	当社の従業員
成川 知也	東京都練馬区	会社員	3,800	600,400 (158)	当社の従業員
関 和也	埼玉県蕨市	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員
岡本 美香	東京都板橋区	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員
古幡 浩史	神奈川県藤沢市	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員
高村 典江	東京都中央区	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員
小崎 直子	東京都北区	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員
杉岡 秀一	大阪府大阪市天王寺 区	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員
崎山 大輔	兵庫県伊丹市	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員
金子 史人	神奈川県横浜市港北 区	会社員	3,600	568,800 (158)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
加藤 知美	千葉県流山市	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
水谷 貴子	東京都板橋区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
菊地 秀敏	東京都世田谷区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
藤田 倫子	神奈川県川崎市高津区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
江口 健治	愛知県豊田市	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
東城 知恵子	東京都練馬区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
岡田 明子	神奈川県川崎市幸区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
和田 広大	東京都渋谷区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
山縣 弘忠	東京都港区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
新田 順一	東京都小金井市	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
笠倉 健太郎	神奈川県横浜市旭区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
平田 直久	岡山県岡山市南区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
常世 有子	東京都杉並区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
入口 誠	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
飯田 阿記子	東京都世田谷区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
国吉 大樹	東京都新宿区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
竹谷 力	東京都江戸川区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
平山 雄人	東京都中野区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
伊藤 新	茨城県つくば市	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
山崎 広隆	埼玉県さいたま市南区	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
田村 洋介	千葉県野田市	会社員	3,200	505,600 (158)	当社の従業員
上田 浩介	東京都墨田区	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
中村 有輝	大阪府泉佐野市	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
中里 草大	東京都大田区	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
三好 愛	東京都杉並区	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
亀ノ上 忠昭	香川県高松市	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
北川 知浩	石川県小松市	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
久江 徹	岐阜県多治見市	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
水野 貴之	愛知県名古屋市東区	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
宇良 宗浩	沖縄県中頭郡	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
斎藤 健太	東京都文京区	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
青木 明子	東京都世田谷区	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
鈴木 善幸	東京都江戸川区	会社員	2,800	442,400 (158)	当社の従業員
畠中 奈津美	東京都板橋区	会社員	2,400	379,200 (158)	当社の従業員
大高 努	千葉県市川市	会社員	2,400	379,200 (158)	当社の従業員
小野 聡子	東京都大田区	会社員	2,400	379,200 (158)	当社の従業員
伊藤 有沙	東京都世田谷区	会社員	2,400	379,200 (158)	当社の従業員
牧園 啓史	福岡県福岡市西区	会社員	2,400	379,200 (158)	当社の従業員
渡部 雄	埼玉県川口市	会社員	2,400	379,200 (158)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。  
2. 長谷川智史は、平成29年3月27日に取締役を退任しております。

#### 第二回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
本田 宗寛	東京都中央区	会社役員	8,800	1,390,400 (158)	出向受入による従業員 (注)
岡村 勝弘	東京都北区	会社役員	2,000	316,000 (158)	外部コンサルタント
安武 弘晃	東京都目黒区	会社役員	2,000	316,000 (158)	外部コンサルタント

- (注) 本田宗寛は、平成29年3月27日に取締役に就任しております。

#### 第三回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
荻原 猛	東京都文京区	会社役員	710,400	112,243,200 (158)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

第四回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
本田 宗寛	東京都中央区	会社役員	8,800	1,390,400 (158)	出向受入れによる従業員 (注)
岡村 勝弘	東京都北区	会社役員	2,000	316,000 (158)	外部コンサルタント
安武 弘晃	東京都目黒区	会社役員	2,000	316,000 (158)	外部コンサルタント

(注) 本田宗寛は、平成29年3月27日に取締役就任しております。

第五回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
山中 仁史	東京都中野区	会社役員	8,800	1,390,400 (158)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
林 康頼	東京都目黒区	会社役員	8,800	1,390,400 (158)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
細井 康平	東京都世田谷区	会社役員	8,800	1,390,400 (158)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
長澤 一雅	神奈川県横浜市磯子区	会社員	8,800	1,390,400 (158)	当社の従業員
伊藤 雄剛	東京都杉並区	会社員	8,800	1,390,400 (158)	当社の従業員
中西 信人	東京都文京区	会社員	8,800	1,390,400 (158)	当社の従業員
北川 共史	東京都港区	会社員	8,800	1,390,400 (158)	当社の従業員
荒木 央	東京都足立区	会社員	2,600	410,800 (158)	当社の従業員
辻 雅彦	千葉県印西市	会社員	2,600	410,800 (158)	当社の従業員
穴田 星児	千葉県松戸市	会社員	2,600	410,800 (158)	当社の従業員
高橋 興司	東京都世田谷区	会社員	2,600	410,800 (158)	当社の従業員
柳井 厚志	神奈川県川崎市宮前区	会社員	2,600	410,800 (158)	当社の従業員
平塚 一樹	東京都葛飾区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
小林 史宜	東京都江東区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
早川 真央	埼玉県深谷市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
横田 祐磨	福島県郡山市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
川上 将司	埼玉県さいたま市南区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
大和 昂平	大阪府大阪市西区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
梅木 大輔	東京都江戸川区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
坂本 真由子	千葉県習志野市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
平山 桃子	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
細川 義仁	愛知県名古屋市守山区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
奥村 裕貴	北海道札幌市西区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
藤川 友貴	千葉県船橋市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
亘理 直輝	東京都中野区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
櫻庭 沙比	東京都世田谷区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
和田 一孝	東京都中野区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
菅川 彩美	東京都葛飾区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
名古屋 和也	東京都台東区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
鈴木 雄太	東京都江戸川区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
重久 正太	東京都足立区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
大橋 のりみ	東京都文京区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
鈴木 皓士	東京都豊島区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
北山 貴郁	愛媛県松山市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
原口 侑輔	福岡県福岡市中央区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
山田 賢輔	東京都千代田区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
伊藤 健人	東京都国分寺市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
黒澤 剛	東京都目黒区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
神免 伸吉	東京都荒川区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
中野 真一	東京都武蔵野市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
金重 淳志	大阪府大阪市福島区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
細田 修平	静岡県静岡市葵区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
岡野 綾香	大阪府大阪市福島区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
山元 慎太郎	大阪府大阪市西区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
堤 公太	東京都千代田区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
初沢 岳	東京都文京区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
須藤 美幸	千葉県市川市	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
久保 貴裕	東京都江戸川区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
山田 大樹	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
中井 章裕	東京都練馬区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
山本 琢慎	新潟県新潟市中央区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
松岡 佑馬	東京都杉並区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
野嶋 諒	東京都足立区	会社員	1,800	284,400 (158)	当社の従業員
池上 隼平	東京都葛飾区	会社員	1,300	205,400 (158)	当社の従業員
西川 高生	千葉県松戸市	会社員	1,300	205,400 (158)	当社の従業員
岡村 悠久	東京都調布市	会社員	1,300	205,400 (158)	当社の従業員
仲村 尚基	東京都江東区	会社員	1,300	205,400 (158)	当社の従業員
小島 正之	千葉県白井市	会社員	1,300	205,400 (158)	当社の従業員
渡部 友里	千葉県習志野市	会社員	1,200	205,400 (158)	当社の従業員
穴吹 美緒	愛知県名古屋市中区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
安部 真央	東京都千代田区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
市丸 翔大	東京都武蔵野市	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
市村 雄治	東京都杉並区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
伊藤 祐穂	東京都葛飾区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
乾 周平	大阪府大阪市西区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
鬼頭 佳代	東京都荒川区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
坂本 惟	東京都杉並区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
関口 侑太	東京都品川区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
竹内 聡志	東京都墨田区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
富井 聖敬	東京都杉並区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
藤村 志乃	東京都世田谷区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
古家 岳	東京都荒川区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
山口 詩織	東京都渋谷区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
山本 太一	東京都武蔵野市	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
渡辺 伸洋	東京都江戸川区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
中澤 成行	東京都足立区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員
潮 大佑	東京都中野区	会社員	1,200	189,600 (158)	当社の従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

#### 第六回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
山家 秀一	東京都葛飾区	会社役員	142,000	22,436,000 (158)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
池村 公男	東京都中央区	会社役員	71,000	11,218,000 (158)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
長谷川 智史	東京都江東区	会社役員	12,000	1,896,000 (158)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (注)

(注) 長谷川智史は、平成29年3月27日に取締役を退任しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社オプトホールディング (注3、8)	東京都千代田区四番町6 東急番町ビル	5,914,080	60.64
ヤフー株式会社(注4、8)	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	2,965,920	30.41
荻原 猛 (注5)	東京都文京区	444,000 (444,000)	4.55 (4.55)
山家 秀一 (注6)	東京都葛飾区	88,800 (88,800)	0.91 (0.91)
池村 公男 (注6)	東京都中央区	44,400 (44,400)	0.46 (0.46)
山中 仁史 (注7、9)	東京都中野区	10,700 (10,700)	0.11 (0.11)
長谷川 智史 (注9)	東京都江東区	10,400 (10,400)	0.11 (0.11)
林 康頼 (注7、9)	東京都目黒区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)
細井 康平 (注7、9)	東京都世田谷区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)
長澤 一雅 (注9)	神奈川県横浜市磯子区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)
伊藤 雄剛 (注9)	東京都杉並区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)
中西 信人 (注9)	東京都文京区	9,800 (9,800)	0.10 (0.10)
北川 共史 (注9)	東京都港区	9,800 (9,800)	0.10 (0.10)
本田 宗寛 (注6)	東京都中央区	8,800 (8,800)	0.09 (0.09)
平松 朋之 (注7、9)	東京都渋谷区	3,200 (3,200)	0.03 (0.03)
阿部 恵太 (注9)	大阪府豊中市	2,800 (2,800)	0.03 (0.03)
西岡 寿 (注9)	福岡県福岡市東区	2,700 (2,700)	0.03 (0.03)
浅見 剛 (注9)	埼玉県草加市	2,700 (2,700)	0.03 (0.03)
石川 剛士(注9)	埼玉県春日部市	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
平川 淳一(注9)	福岡県福岡市城南区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
岩崎 直子(注9)	神奈川県藤沢市	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
七五三 輝俊(注9)	東京都府中市	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
秋山 奈津子(注9)	東京都江東区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
松田 明子(注9)	福岡県北九州市小倉北区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
北角 安広 (注9)	熊本県熊本市中央区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
内田 浩司 (注9)	東京都文京区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
大和田 要 (注9)	東京都豊島区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
葛谷 篤志 (注9)	東京都足立区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
松原 拓也 (注9)	東京都墨田区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
榎本 守晃 (注9)	東京都国分寺市	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
木村 裕一 (注7、9)	千葉県長生郡一宮町	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
伴 圭太 (注9)	東京都世田谷区	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
城川 友香 (注9)	東京都目黒区	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
寺島 奈緒 (注9)	東京都世田谷区	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
浅野 裕斗 (注8)	東京都町田市	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
花田 周明 (注9)	東京都中野区	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
近藤 将也 (注9)	愛知県名古屋市中川区	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
高井 康辰 (注9)	東京都台東区	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
岡村 勝弘	東京都北区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
安武 弘晃	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
清田 尚志 (注9)	東京都足立区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
福田 泰久 (注9)	大阪府大阪市波速区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
松本 芙美 (注9)	愛知県豊田市	1,900 (1,900)	0.02 (0.02)
寺尾 仁快 (注9)	東京都立川市	1,900 (1,900)	0.02 (0.02)
吉住 靖広 (注9)	東京都武蔵野市	1,900 (1,900)	0.02 (0.02)
成川 知也 (注9)	東京都練馬区	1,900 (1,900)	0.02 (0.02)
関 和也 (注9)	埼玉県蕨市	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
岡本 美香 (注9)	東京都板橋区	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
古幡 浩史 (注9)	神奈川県藤沢市	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
高村 典江 (注9)	東京都中央区	1,800 (1,800)	0.02% (0.02%)
小崎 直子 (注9)	東京都北区	1,800 (1,800)	0.02% (0.02%)
杉岡 秀一 (注9)	大阪府大阪市天王寺区	1,800 (1,800)	0.02% (0.02%)
その他111名		119,250 (119,250)	1.22% (1.22%)
計	—	9,752,150 (872,150)	100.00% (8.94%)

(注) 1. 本書提出日時点の状況です。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 特別利害関係者等 (当社の親会社)

4. 特別利害関係者等 (当社のその他の関係会社)

5. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

6. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

7. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)

8. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

9. 当社の従業員

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

ソウルドアウト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソウルドアウト株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソウルドアウト株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

ソウルドアウト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソウルドアウト株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソウルドアウト株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年6月1日

ソウルドアウト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソウルドアウト株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソウルドアウト株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

ソウルドアウト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソウルドアウト株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソウルドアウト株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

ソウルドアウト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソウルドアウト株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソウルドアウト株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

